

総務企画委員会記録
<第2号>

平成30年第8回沖縄県議会（11月定例会）

平成30年12月12日（水曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成30年12月12日 水曜日
開 会 午前10時0分
散 会 午後4時6分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 甲第1号議案 平成30年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）
- 2 乙第1号議案 沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 3 乙第2号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 乙第3号議案 県税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第19号議案 当せん金付証票の発売について
- 6 請願第6号、陳情平成28年第37号、同第40号、同第48号、同第55号、同第67号、同第89号、同第155号、同第158号、同第166号、陳情平成29年第10号、同第20号、同第32号、同第33号、同第45号、同第46号、同第54号、同第70号、同第74号から同第77号まで、同第88号、同第94号、同第106号、同第135号、陳情第12号、第26号、第35号、第44号、第48号、第53号、第58号、第61号、第76号、第94号、第102号、第120号、第122号及び第126号
- 7 閉会中継続審査・調査について
- 8 陳情平成29年第32号の記2事項の付託がえについて（追加議題）

出席委員

委 員 長 渡久地 修 君

副委員長	新垣光栄君
委員	花城大輔君
委員	又吉清義君
委員	中川京貴君
委員	仲田弘毅君
委員	宮城一郎君
委員	仲宗根悟君
委員	玉城満君
委員	比嘉瑞己君
委員	上原章君
委員	當間盛夫君

委員外議員 なし

欠席委員

当山勝利君

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	池田竹州君
防災危機管理課長	上原孝夫君
総務部長	金城弘昌君
総務私学課長	座安治君
総務私学課行政情報センター室長	潮平はづきさん
人事課長	真鳥洋企君
職員厚生課長	浦崎康隆君
職員厚生課職員健康管理センター室長	宮川桂子さん
財政課長	宮城嗣吉君
税務課長	小渡貞子さん
企画部長	川満誠一君
環境部環境政策課班長	知念宏忠君
子ども生活福祉部子ども未来政策課長	喜舎場健太君

子ども生活福祉部子育て支援課班長	仲 里 直 也 君
農林水産部糖業農産課班長	大 嶺 保 和 君
農林水産部森林管理課班長	宇地原 健 志 君
商工労働部企業立地推進課長	平 田 正 志 君
土木建築部道路街路課副参事	島 袋 一 英 君
土木建築部海岸防災課班長	玉 城 正 教 君
土木建築部空港課班長	下 地 努 君
土木建築部計画・モノレール課副参事	玉 城 謙 君
教育庁施設課技術調整監	大 城 範 夫 君
警察本部警務部長	山 本 将 之 君
警察本部警務部会計課長	土 橋 喜巳治 君
警察本部生活安全部長	崎 原 永 克 君
警察本部交通部長	小 禄 重 信 君
警察本部交通部交通規制課長	玉 城 吉 貴 君
警察本部警備部長	花 岡 一 央 君

○渡久地修委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、乙第1号議案から乙第3号議案まで及び乙第19号議案の5件、請願第6号、陳情平成28年第37号外38件、閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、総務部長、企画部長、警察本部警務部長、同生活安全部長、同交通部長及び同警備部長の出席を求めています。

まず初めに、甲第1号議案平成30年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城弘昌総務部長。

○金城弘昌総務部長 ただいま議題となりました甲第1号議案につきまして、お配りしました平成30年度一般会計補正予算（第3号）説明資料により、その概要を御説明いたします。

11月補正予算は、当初予算成立後の事情変更により緊急に対応を要する事業のほか、台風災害に対応するための事業等について、必要な予算を措置するものであります。

1 ページをお願いします。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ11億5930万1000円で、補正後の改予算額は7356億5292万3000円となります。

歳入と歳出の主な内容につきましては、後ほど御説明いたします。

2 ページをお願いします。

こちらは、歳入歳出の財源内訳となっております。

3 ページをお願いします。

歳入内訳について御説明いたします。

国庫支出金の1億6380万5000円は、内訳にありますとおり河川施設等災害復旧費に係る国庫負担金のほか、沖縄振興特別推進交付金及びブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金等の国庫補助金となっております。

繰入金の7943万9000円は、沖縄県子どもの貧困対策推進基金繰入金及び国営沖縄記念公園内施設管理基金繰入金（水族館）となっております。

繰越金の6億3863万7000円は、平成29年度決算剰余金の一部を補正予算の財源として活用するものであります。

諸収入の2億7982万円は、首里城及び水族館の利用料金等の一部を指定管理者が県に納付するものであります。

4 ページをお願いします。

県債のマイナス240万円は県単離島空港整備事業や高等学校施設整備事業などに係るものであります。

以上、歳入合計は、下の合計欄のとおり、11億5930万1000円となっております。

5 ページをお願いします。

歳出内訳について、主な事項を御説明いたします。一番上の知事公室の職員費にあるように、今回11部局において、沖縄県人事委員会勧告に基づく給与条例改正等に伴う所要の補正を計上しております。

6 ページをお願いします。

上から2番目の子ども生活福祉部の子ども未来政策費4943万9000円は、市町村が行う子どもの貧困対策事業の支援などに要する経費であり、就学援助に係る交付金の増などに伴う増額補正であります。

下から2番目の農林水産部の含蜜糖振興対策事業費2億1078万5000円は、含蜜糖製造事業者及びさとうきび農家の経営安定に要する経費であり、販売単価の低下及び販売経費の増加に伴う増額補正であります。

7 ページをお願いします。

下から2番目の公園管理費3億416万3000円は、首里城及び水族館等の管理

に要する経費であり、国から管理許可を得て、平成31年2月から県が管理する両施設の国有財産使用料等の支払いに係る増額補正であります。

なお、その財源は両施設の利用料金等となっております。

8ページをお願いします。

上から3番目から5番目の河川等災害復旧事業費1億9763万3000円、県単河川等災害復旧事業費1億1993万5000円、県単港湾災害復旧事業費6272万9000円は、去る9月の台風24号及び10月の台風25号により被災した県管理河川及び港湾等の公共施設の復旧に要する経費であります。

9ページをお願いします。

一番上の教育委員会の教育財産管理費（高等学校費）5億3753万7000円とその下の特別支援学校費8362万8000円は、高等学校及び特別支援学校の改修及び修繕等に要する経費であり、国の平成30年度補正予算で措置されるブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を活用した事業で、建築基準法に適合していないと考えられるブロック塀の改修等に伴う増額補正であります。

一番下の公安委員会の交通安全施設費3649万9000円は、交通安全施設の管理運営に要する経費であり、台風24号及び25号により被災した信号機等の修繕に伴う増額補正であります。

以上、歳出合計は、下の合計欄のとおり、11億5930万1000円となっております。

10ページをお願いします。

10ページと11ページは、繰越明許費の補正であります。

10ページは、新たに追加するもの、11ページは10月定例会で計上した事業を変更するものとなっております。予算成立後の事由により、年度内に完了が見込めない事業について、適正な工期を確保し契約を早期に締結するため、沖縄振興特別推進交付金（市町村）など、追加で85億9825万3000円、変更増で4億1800万円、合計48事業、90億1625万3000円を計上するものであります。

12ページをお願いします。

12ページから13ページまでは、債務負担行為に関する補正であります。12ページは、新たに債務負担を追加するものとなっております。一番上の公共事業施行推進事業（発注推進）から下から4番目の公園費（社会資本交付金）までの14事業は、次年度に予定している公共事業等について、早期着手、平準化を図る目的で年度内に前倒し発注するため、債務負担行為を設定するものであります。

下の3つの県営首里城公園、沖縄県立石川青少年の家及び沖縄県立玉城青少年の家に係る指定管理料は、平成31年3月末で指定管理期間が到来することから、引き続き、平成31年4月以降も指定管理者制度により、施設の管理を行う

ため、債務負担行為を設定するものであります。

13ページをお願いします。

13ページは、当初予算で設定した債務負担行為等について、変更が必要となる事由が生じたため、それぞれ所要の変更を行うものであります。

14ページをお願いします。

地方債に関する補正であります。

当初予算で設定した地方債について、変更が必要となる事由が生じたため、それぞれ所要の変更を行うものであります。

以上が、甲第1号議案平成30年度一般会計補正予算（第3号）の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、甲第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、引用する予算資料の名称、ページ・番号及び事業名等をあらかじめ告げた上で、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 まず、平成30年度一般会計補正予算（第3号）説明資料1ページの歳出です。この経費の内訳がございませぬ。義務的経費、投資的経費とその他の経費とありますが、まず義務的経費について、この人件費は政令・法令で定められた経費なのか、定められなくても支出できる経費なのか。まずどれに属するかということからお願いします。

○金城弘昌総務部長 本資料の1ページの義務的経費でございませぬが、こちらにつきましては決算統計で用いられております分類で、他団体との比較、推移などいわゆる財政分析等に用いられているような区分でございませぬが、今回はその義務的経費として人件費を計上しているところでございませぬ。

○又吉清義委員 人件費を定めている、それは理解しますよ。ですから法令・政令に定められた経費なのか、定められなくても支出できる人件費なのかということをお聞きしているわけですよ。

○宮城嗣吉財政課長 義務的経費のうち人件費等については職員給与費であります。それから義務的経費の中の扶助費等につきましては生活保護費等の扶助になりますので法律に根拠があるものもありますが、ここで言う義務的経費は先ほど総務部長がお答えしましたように決算統計で用いられる分類となっていて、他団体との比較とか推移とか財政分析で一般的に用いられている区分になっています。

○又吉清義委員 ですから私が聞いているのは、決算統計など財政分析で用いられている経費は法令・政令で定められている経費なのですかと単純なことを聞いているのです。

○宮城嗣吉財政課長 通常財政分析等に用いられている分類で説明資料として作成しておりまして、必ずしも全てが法令等で定められているものではありません。

○又吉清義委員 今の答弁であった義務的経費の中で法令で定められていない経費とはどのような経費がありますか。今まで県としてどのような支出をしましたか。見たことありません。

○宮城嗣吉財政課長 今回計上しているのは人件費、職員給与費になっておりますので、職員給与費は一般的に言いますとその労働の対価として給与条例等に基づいて支給されるものですので、それを法令に基づいているものなのかどうかという性質的に職員給与費でありますというお答えになるかと思いません。

○又吉清義委員 今聞いているのはそれではなくて、法令に定められていない義務的経費があるとおっしゃるものですから、それについてどのような経費がありましたかと。そして、県としてどのような支出をしましたかと。今の答弁はちょっと方向性が違ってきますよ。今、財政課長が言ったのですよ。私がそれを言ったのではないですよ。

○宮城嗣吉財政課長 説明資料に記載している義務的経費というのは地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に節減できない経費と解説されています。

○又吉清義委員 ですから、今までどのようなものを支出しましたかと聞いているのです。私は法令に定められていない経費はないものと思っているのですが、今あるという答弁をしたものですから、どのようなものがありましたかと聞いているのです。

○宮城嗣吉財政課長 とりようなのだと思うのですが、人件費の職員給与費が法令に基づく経費かということについては、とりようがあるのかなと思いますが。

○又吉清義委員 最初に聞いた質問は、義務的経費としての人件費は法令・政令に定められていますかとお聞きいたしました。2点目は答弁で義務的経費の中で、必ずしも法令・政令で定められていない経費もあるとおっしゃったからそのような経費は何があるんですかということを知っているのです。

○宮城嗣吉財政課長 義務的経費の内訳として人件費、扶助費、公債費などがございまして、公債費につきましては、地方債の元利償還金になっておりますが、そういうものが法令に基づく経費かというところとそうでもないのかなと考えています。

○又吉清義委員 ですから、それは法令・政令に基づく経費なのです。それ以外に法令に基づかない経費の支出もあり得るというものですからどのような経費があるんですかと聞いているのです。

○宮城嗣吉財政課長 今申し上げましたように、義務的経費の中に公債費があります。公債費については地方債の元利償還金になっておりますが、その公債費が法令に基づく経費かと問われるとそうでもないのかなとお答えしたところです。

○又吉清義委員 公債費もちゃんと法令に基づいているのではないかとということが問われます。私はそのように解釈しております。それはそれで別にいいです。だから義務的経費というのはやはり法令に基づいて払わなければいけな

いと。その中で、その年度の当初で既決して初めて発生するものということがうたわれているものですから、それはそれでいいですよ。皆さん予算のプロで、皆さんがつくった資料ですからその中でお伺いします。投資的経費とかその他経費いろいろありますが、政策的経費というのはどの部分に属するか教えてもらえませんか。

○宮城嗣吉財政課長 説明資料で分類しているこの義務的経費、投資的経費、その他の経費というのは先ほどの財政分析等で用いられるような経費区分で分類したものであります。今おっしゃる政策的経費という部分については我々予算編成をするときに経費を性質別に区分して、その区分ごとに編成方針というのを立てております。そういう中で人件費等の義務的経費であったり、あるいは政策的経費であったりというところで、そこに県の施策を展開しようという政策的経費という形で分類して予算編成する場合があります。それをここの投資的経費とか、その他の経費とかで分類すると、それぞれ普通建設事業であったり、物件費であったり、補助費等であったりとかそういうふうにならかの政策を実現しようとする経費の性質としてまた分類されることになるかと思えます。

○又吉清義委員 ですから、そのように分類されるかと思うのですよ。これは、例えば皆さんが大まかに4つくらいに分けている中のどの分類に属しますかと聞いているわけです。私が分けたのではなく皆さんが分類していますから難しくはないと思いますが。

○宮城嗣吉財政課長 政策的経費は1ページでいうところの投資的経費やその他の経費の中にそれぞれ分類されます。

○又吉清義委員 そうですよ、私はそれが真っ当な沖縄県政の財政のあり方と信じていたものですから大変ありがとうございます。政策的経費というのは投資的経費であり、その他の経費に属するものなのですよ。そこで、この政策的経費の中で負担金もそれに入ると理解してよろしいですか。

○宮城嗣吉財政課長 負担金の事業の目的によってそれぞれ分類されることになると思います。

○又吉清義委員 そうですよ、事業の分類で皆さんがつくった資料ですから。

委託料であり、補助金であり、交付金であり、積立金であり、操出金であり、貸付金であり、そういった事業が政策的経費の中に含まれますよとしっかりうたっていますから間違いはないかと思えます。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。
当間盛夫委員。

○**当間盛夫委員** 平成30年度一般会計補正予算（第3号）に子ども未来政策費ということで約4900万円計上されています。基金事業ということですが、平成30年度の子ども未来政策費は補正予算を含めたら総額はどれくらいになりますか。

○**喜舎場健太子ども未来政策課長** 子どもの貧困対策推進基金事業ということで今回補正額が4943万9000円、当初予算6億4236万2000円ですので合計すると改予算は6億9180万1000円ということであります。

○**当間盛夫委員** これは基金事業ですから、今回約4900万円支出すると基金の残高はどれくらいになりますか。

○**喜舎場健太子ども未来政策課長** 今回補正後での見込みですが、今年度末の残高が約17億円。30億円の基金でございますので、執行が約4割、残高が約6割ということになっています。

○**当間盛夫委員** これは補填とかするのですか。使い切りですか。30億円についてもう一回おさらいさせてもらいたいのですが、この30億円の出どころと、これはどういう形で補填するのか、または使い切りでやっていくのか、基本的なことをちょっと教えてください。

○**喜舎場健太子ども未来政策課長** この基金は平成28年の3月に設置しております。平成33年度末までの取り崩し型の基金ということで先ほど申しましたように今年度末の残高が17億円の予定ということになっています。内容につきましては、子供の貧困対策に資する事業ということで大きく分けて2つあります。1つは県が実施する事業で、調査事業などに充てています。もう一つは子供の貧困は市町村が一丁目一番地ということで、市町村の貧困対策に資する事業に充てる。実はこれが30億円のうち27億円を予定しているというところで今回の

補正の4300万円も市町村のニーズが年度中途にあるということがわかりましたので補正をするという内容となっています。

○**當間盛夫委員** 市町村のこの就学援助は、41市町村をほとんどカバーと言ったらおかしいのですが対応等は全部されているという認識でいいんですか。

○**喜舎場健太子ども未来政策課長** この基金を活用していただいているのは34の市町村ということで、41市町村があるうちの残念ながら全てというわけではないところは確かに課題となっています。主には小規模な離島がまだ活用いただけていないというところではありますが、基本的には多くの市町村が先ほど委員の質疑にありました就学援助として主に活用しているということで非常に有効な事業だと考えているところです。

○**當間盛夫委員** では、次に公園管理費。今度首里城、水族館ということで合計で3億円余り計上しているのですが、この管理費用についてちょっとお聞かせください。

○**玉城謙都市計画モノレール課副参事** 今回の公園管理費の首里城については3888万4000円ですが、これについては国有財産使用料です。あと水族館については2億6527万9000円です。これについては同じく国有財産使用料や大規模修繕費、あと積立金の内訳でありまして、これは指定管理者から納付していただいたお金であります。県から支出することはありません。

○**當間盛夫委員** 皆さんからいただいたこの予算書を見て質問していいのかなと思うのですが、首里城に係る県への固定納付金は国有財産使用料のみで、大規模修繕費だとか県職員人件費だとかモニタリング費に関しては水族館にしか計上されていないわけですが、これは収支のバランスでそうなっているのですか。

○**玉城謙都市計画モノレール課副参事** 国有財産使用料は首里城と水族館の両方とも国に納めることとなりますが、ほかの大規模修繕費については、首里城は国が大規模修繕等をやりますのでこれは県からは出さないと。あと、水族館については収益の中から大規模修繕費として県が指定管理者から納めていただいたお金で執行するというので、ほかの経費についても収支のバランス上でそういう形になっております。

○**當間盛夫委員** 両方とも国の管理から県の管理に移管されますが、首里城の大規模修繕は国が行うというのは、この収支と見合わないからという解釈でいいのですか。

○**玉城謙都市計画モノレール課副参事** 首里城は県が収支のシュミレーションをする中で収支が均衡しているということがありまして、大規模修繕等は国が行うということで整理しております。

○**當間盛夫委員** ぱっと見と言ったらおかしいのですが、首里城はもうからないということですか。この予算書を見ると県への歩合納付が来年もゼロですよ。平成32年度にしても500万円、平成33年度にしても80万円しか出ないわけですよ。その中でちょっと確認をしたいのですが、建物維持、管理を行うための施設維持管理費ですが、その中の清掃などは誰が行うのですか。清掃をやる業者がいるわけですよ。それともこれ全部美ら島財団の職員がやっているということですか。

○**玉城謙都市計画モノレール課副参事** 今回の経費でいうと、指定管理者が収入の中で維持管理費を含めた経費を支出するということになります。

○**當間盛夫委員** それはわかるんですが、この業者というのは指定管理者である美ら島財団が決めるということでもいいんですよねという確認です。

○**玉城謙都市計画モノレール課副参事** はい、そうです。

○**當間盛夫委員** そうなってくると、今清掃費で5000万円だとか、建物維持管理費で7000万円だとか、その他で2000万円と記載されていますが、その維持管理費が高いのか安いのかわからない状態になるのではないですか。結局指定管理者が請負という形でやるわけですから、この施設の管理・維持費を言い値で出してくるとなると、経費を上げようとしたらこの部分で上げれば、結果的に県へ支払わなくていいわけですよ。要はその財団そのものが潤うという考え方もあるのではないのかと。歩合納付という県の収入があるのですが、その維持管理を彼らがやる中で結果的にその歩合納付を調整できるのではないですかということですか。その辺どうなのですか。

○玉城謙都市計画モノレール課副参事　こういうことも含めまして今回モニタリング費ということで、財務状況とか管理状況を県がモニタリングする経費を入れております。あと年間終わりましたら事業者からの報告と、先ほどのモニタリングでは税理士にも協力をいただいて財務状況を含めた中身のチェックをやっていきたいと思っております。

○當間盛夫委員　このモニタリング費は水族館だけにしか記載されていないのですが、この水族館のモニタリング費で両方やるという認識でいいわけですね。

○玉城謙都市計画モノレール課副参事　水族館に計上しているモニタリングの額というのは水族館の対応分です。水族館には固定納付以外に歩合納付というものがありまして、首里城は県に納める歩合納付の利益の中で対応しようと考えております。

○當間盛夫委員　僕らが要求しているものかということではありますが、この給与福利厚生費が首里城では約3億5000万円、水族館では約12億円ありますよね。職員が600名近くいましたね。この美ら島財団のトップ、管理者の給与報酬は出せますか。今どなたがやられているかわかりませんが、この人の給与報酬がどのようになっているかを出さない高いのか安いのか僕らもわかりませんので教えてください。

○玉城謙都市計画モノレール課副参事　今ここでお答えするには、ちょっと確認が必要であります。

○當間盛夫委員　部長、僕があえてこれを聞いているのは、この給与報酬の額とかもわからないでこれだけの経費がかかりますというのはどうも納得できないのです。なぜそうなるかということ、今度の首里城にしても水族館にしても皆さん指定管理のプロポーザルをやったというのですが、結局、美ら島財団1社しか申請していないでしょう。競争はあったのですか。

○玉城謙都市計画モノレール課副参事　今回8月に公募をいたしまして11月までは1社でございました。

○當間盛夫委員　この首里城にしても美ら海水族館にしても多くの観光客の皆さんが訪れる。だからその利益などを沖縄の観光行政に資するような形で還元

できるだろうということが基本的にあるわけですよ。それが首里城はそんなに利益も上がらない、美ら海水族館で上がる利益も歩合で7500万円ということであれば、別に県に移管する必要もなかったのではないかという意見も出てくるわけです。公募をして申請したのは美ら島財団しかなかったと。沖縄県の観光に資する唯一の水族館というのは、ほかの人からしたら魅力があるのかどうかもわからないわけです。ここは魅力のない施設なのですか。そして、皆さんに予算書を出しなさいと言っても全く出てこなくて、補正予算でやっとこれが出てくるということからすると僕らはその給与報酬がどうなっているのか確認するのは当然だし、この施設の維持管理費がどのような形で行われるかということもチェックしないといけないし、その広告宣伝費も県内の業者をどういう形で使っているのかもチェックしないといけないわけです。首里城と水族館を分けて選考をしたということではありますが、結局、1社なんですから、ありきなのですよ。選考になっていないのです。もうそこしかないわけですから、そこがどうであれ蹴るわけないですよ。本当に維持管理費、給与体系を含めて中身はチェックされているんですかということ。指定管理そのものは別の委員会の所管なので云々は言わないですが、これだけの管理費を払うわけですから。実際にどれだけの利益が上がっているかもわからないで、「いや指定管理者から納付された分をただ支払うだけです」といった話にはならないでしょうということ。県の支出は何もありませんということではなくて、首里城、水族館を県に移管するということは、沖縄県の観光に資する役割があるということが根本にあるわけですから、皆さんは今それを示せるのですか。

○金城弘昌総務部長　いわゆる沖縄の観光に資する魅力ある施設ではないかということで、指定管理についても議論をして今回提案をさせていただいてやっているとございます。当然ながら県の施策と連携してそれを利活用していくということで、首里城と水族館は指定管理でやっていくという方針は変わらないとございます。先ほども土木建築部から話がありましたが、今年度2月から管理が始まりますので、委員御指摘のいわゆる維持管理費であったりとかそういった経費についてはモニタリングでしっかりチェックしていくことになるのかなど。いかんせん今回初めてということでございますので、状況をしっかり踏まえながらということになるのかなと思っています。また、人件費については個人情報特定できない範囲でその費目ごとの開示はできるのではないかと思います。そこは土木建築部にしっかりと伝えて、その指定管理が適正に管理・運営されているかということは当然ながら委員の御関心のあるところでもございますので、そこはしっかり情報提供していきたいと思

っております。

○**當間盛夫委員** 資料は提供してくださいね。これだけの収益が上がって、指定管理をやったからその人件費、トップはどれだけもらっているのかということも全くチェックできないということはおかしな話になってくると思いますので、ぜひその辺は確認して我々に提供してください。

次、離島空港。これは新石垣空港の部分なのですが、今度マイナス補正予算6億円と3億円。これについて基本からもう一回教えてください。当初国際ターミナルの建設費を幾らで計画していて、しかしそれができなくて補正というか、それを40億円、50億円まで上げたが今どうなっているのかということをちょっと教えてください。

○**下地努空港課班長** 本事業は石垣空港ターミナル株式会社が実施する新石垣空港国際線旅客施設増改築工事事業へ県から補助金を交付するものであります。同社において平成29年6月と9月に工事の一般競争入札を実施したところ、技術者や作業員不足を理由にいずれも入札不調となっております。その後、随意契約に向けて業者と協議を行ってまいりましたが、業者の受注体制の都合により辞退をしたことから契約に至りませんでした。そのため、再度の入札に向け実態に沿えるような単価採用方式の検討や省力化を図るための一部プレキャスト工法の検討等を行ってまいりましたが、これらの作業に時間を要したことから、ことし12月の入札を予定としました。このたびの補正は入札おくれによる出来高減に伴い減額するものです。

○**當間盛夫委員** 当初建設費を幾ら計画していて、変更した部分がどのような金額になっているのかと聞いているのです。

○**下地努空港課班長** 石垣空港ターミナル株式会社が実施する新石垣空港国際線旅客施設増改築工事事業については平成27年度の基本設計において既存施設面積1335平方メートルを4461平方メートルと約3.3倍に拡張することとしており、総事業費については当初計画から見直しは行われておりません。

○**當間盛夫委員** ですから金額は幾らですか。

○**下地努空港課班長** トータルの金額につきましては今後入札に付すため差し控えさせていただきたいと思います。

○**當間盛夫委員** この国際線のターミナルをつくるということで皆さん概算の総工費を出すわけですよ。40億円なのか50億円なのか、当初計画した金額を聞いているのですよ。大体20億円で作れるのではないかと思っていたものが、結果それだけではできないということで今の予算になっているんでしょう。

○**下地努空港課班長** 総事業費につきましては、これから入札を実施することから差し控えさせていただきたいと思います。

○**渡久地修委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、財政課長から総事業費については、入札予定価格が推測できるおそれがあるため明らかにできない旨の補足説明があった。)

○**渡久地修委員長** 再開いたします。

當間盛夫委員。

○**當間盛夫委員** 国際線旅客ターミナルの概要がいま一つわからないので、どういものをつくろうとしているのかも含めて資料を出してください。新石垣空港はまだ開港してやがて6年、国際線ターミナルをつくろうという話も平成27年か平成28年くらいからあって、ずっと不落でこういう形になってきている状況です。皆さんがどのように概略的に計画しているのかその辺を出してください。継ぎはぎのものをどれくらいの概算でこのターミナルをつくろうとしているのかということも僕らも頭に入れておかないといけません。当初、新石垣空港はどれくらいかかったのかな。80億円くらいかかりましたか。

○**下地努空港課班長** ちょっと今手元に資料がございません。

○**當間盛夫委員** 部長、言いたいのは、当初にそういう計画をしっかりとつくっておけばいいものを、5年しかたたないのに継ぎはぎでまたこういう国際線ターミナルをつくと。これがまた何十億円をかけてつくるといのもので、税金を使って行う県の仕事のやり方として問題だと思っているのです。つくるのではないのですよ。県の施設のあり方、つくり方が僕は課題だと思っていますので、このことは指摘しておきます。資料は提供してください。

次、高等学校施設改良・改修事業費のブロック塀についてですが、これはブロック塀からどのようなものにかえていくのですか。

○大城範夫施設課技術調整監 新たな塀の構造につきましては設置場所の土地の状況ですとか、学校側の意向なども踏まえて今後検討していく予定でございますが、主としてはフェンスになるのかなという考えではあります。

○當間盛夫委員 別に高いものを使いなさいとかブロック塀を強化しなさいという話ではないでしょうか、ブロック塀ですからできるだけ倒壊しても被害がないような形で、今言われたフェンスにしなさいだとか、何か国からそういう指針というのはないのですか。

○大城範夫施設課技術調整監 そのような新たな塀の構造について特に国から指針はありませんが、フェンスにしるブロック塀で再建するにしろ新しい建築基準法等の規定に基づいて、しっかりつくるのであれば問題はないと考えています。

○當間盛夫委員 単純な話を聞きますが、なぜブロック塀だったのですか。外部からの進入防止だとか何かそういったものがあるのでしょうか。まあいいです。しっかりと対応してもらえればと思っていますのでよろしくお願いします。

最後に交通安全施設管理費で、これは台風24号、25号での信号機の補修だと思っておりますが、私の自宅の近くでも、停電で信号が3日も4日も復旧しないことがありました。県内中部だとかいろいろなところでも停電が長く続く中で、4日間主要な道路で信号機が作動しないという状況があったのですが、何か対策はないのですか。皆さんよく言われる国管轄の国道58号の信号機は発電機が設置されていると聞くのですが、現状はどうですか。

○玉城吉貴警察本部交通規制課長 委員御質問の発電機の件ですが、停電が発生した場合に自動的に信号機に電源を供給する信号機電源付加装置のことだと思うのですが、これは本年11月現在で県内には145基設置されております。

○當間盛夫委員 心配だから余り深く聞きたくはないのですが、145基と聞くと多いと感じるのですが、県内に信号機はどれくらいあるのですか。

○玉城吉貴警察本部交通規制課長 現在2118基の信号機が設置されています。

○當間盛夫委員 それからすると145基というのは割合でいうと国道の主要な

部分に多く設置されているんだらうなと感じます。そうすると県道を含めた主要な交差点はなかなか追いついていないというのが今度の台風時の信号機の状況だったと思います。この発電機付きの信号機と通常の信号機とではどれくらい金額の差があるのですか。

○玉城吉貴警察本部交通規制課長 電源付加装置を設置するのに約250万円くらいかかります。通常の信号機は500万円かかります。電源付加装置をつけると、合わせて750万円かかるということになります。

○當間盛夫委員 この信号機の設置は、国庫予算ですか。それとも一般財源ですか。

○玉城吉貴警察本部交通規制課長 国庫補助事業も県単事業も両方で整備は進めております。

○當間盛夫委員 沖縄はやはり他県よりも台風被害が多いところでもあるわけです。信号機に電源付加装置を設置するのに250万円プラスになると、なかなか金額的にも設置するのは大変なのでしょう。皆さんの計画にそういうものにかえていくという更新を含めた計画等はあるのですか。

○玉城吉貴警察本部交通規制課長 今年度整備するものにリチウム電池式という安価なものがありまして、今の電源付加装置はボックス型でかなりスペースをとるのでリチウム式のものを柱に埋め込んだりそういった形で今整備を進めていこうと。今年度はそのリチウム式を20基整備する予定です。

○當間盛夫委員 信号機は生活の面でも大変大事だと思っています。しかし予算的な面で厳しいところもあろうかと思っていますので、我々もしっかりとまた対応させてもらいますので頑張ってください。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 平成30年度一般会計補正予算（第3号）の8ページです。先ほどの公共離島空港整備事業費の石垣空港の件で、確認したいのですが。これは平成27年度に設計をして工事をするというので、国にも申請をして国庫補

助金も入れながらそれが事業執行できなかつたと。そして、3億円余り補正減額になっています。これは計画を立てて予算も組んでいるはずなんですが、見切り発車をしたからこのようになったのですか。この入札が不調・不落になった一番大きな理由は何ですか。

○下地努空港課班長 技術者や作業員不足が主な理由となっております。

○中川京貴委員 ただそれだけなのではないでしょうか。そもそもの設計、見積もり自体が甘かったのではないかと。そうでなければ離島、これは御承知のとおり本島と離島との工事の単価も違うと我々はずっと宮古病院もそう、石垣空港もそう、これまで不調・不落の経験を何度もしているはずなのに学習していないのではないかとということで今質疑しているのですが、いかがですか。

○下地努空港課班長 そのようなことを踏まえて、今回の入札においては実態に沿えるようないわゆる業者の見積もり単価、採用方式の検討ということも含めてやったのですがやはり業者の参加はありませんでした。

○中川京貴委員 ですから、当初のこの工事費の見積もりが甘かった、低過ぎて業者が来なかったということではないのですかと聞いているのです。

○下地努空港課班長 実態に沿えるような形での単価採用方式の検討を行ってまいったところであります。

○中川京貴委員 部長、こういう答弁をすると、次やるときはこれ以上金額を上げずに再度入札することになるのですよ。なぜそういう言い方をするかというと、やはり設計自体、また見積もり自体を1.5倍上げるとか離島ならではの予算の組み方をしないと何度も同じことを繰り返します。そしてその結果、国庫補助金は減額されて使えませんよね。次に申請して国はオーケーしますか。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、中川委員から質疑の趣旨について補足説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

下地努空港課班長。

○下地努空港課班長 今回の入札に当たりましては、現在の実勢価格に合わせる形で設計の見直しを行っております。また、県の要領に準じた形での離島経費の別途精算までを公告しているところでもあります。

○中川京貴委員 国に対してこの金額以上の国庫補助金を要求できるかということもお聞きしています。

○下地努空港課班長 契約額—設計額につきましては、今後もちよっと見直しを進めていきたいと思えます。

○中川京貴委員 皆さん病院事業、港湾事業などいろいろな事業で国庫申請をしますが、今まで国庫補助金をもらうときに、一度不調となったからといって、次に金額を上げたときに、実際に国が了解して交付された経験はありますか。

○宮城嗣吉財政課長 事情変更とか単価の増とかそういう理由を説明して、国の了解をもらった上で設計をやり直して増額の交付決定を受けた事例はございます。

○中川京貴委員 病院事業局、土木建築部などまたがりますが、特に離島が多いのですが、県がこの5年間で入札して不調・不落を出した事業が何カ所あって、その後どういった形でこの事業をやり遂げたのかという資料を後でください。土木も病院も含めて県が発注し不調・不落となった5年間の全ての事業です。

○金城弘昌総務部長 ちょっとどれくらいまで準備できるかわかりませんが、できるだけ御期待に応えられるように頑張りたいと思えます。

○中川京貴委員 今後も起こり得るので、しっかりやってほしいという期待を込めての要望ですからよろしくお願ひします。

それともう一つ。本年度、この平成30年度11月補正予算（案）説明資料の1ページの3番、台風災害に対応するための事業とのことで4億円余り予算が計上されていますが、僕はこれを一般質問にも取り上げましたが、台風24号、25号で県が国に対して要求した災害復旧費の件数と額はこの金額ではないと思うのですが、いかがですか。

○**金城弘昌総務部長** 今回の台風24号、25号の台風災害部分ですが、当然ながら委員御指摘のように沖縄については台風被害が結構ございますので、当初予算、既決予算で13億7700万円余り計上しています。ただ今回被害が大きかったということもあり、今回11月補正分として5億3000万円余りを要求したところでございます。11月補正改予算後になります。合計で19億800万円余りの災害復旧に係る経費として計上しているところでございます。

○**中川京貴委員** 私たち自民党会派は11月16日に直接国土交通省の港湾局長に要請に行きました。そうしたら、国としても早目に復旧しなければまた来年すぐ台風が来るよねという話もありました。県はこういった被害が起きたときには予算要求を個別にするのですか。国に対してどういう予算要求の仕方をしていきますか。

○**玉城正教海岸防災課班長** 災害査定は地方公共団体の準備ができ次第、国から査定官が派遣されて速やかに実施する流れとなっています。主な流れとしましては、災害発生後、被害の状況等を10日以内に報告しまして、施設管理者が現地の調査、査定設計書等の資料の作成も含めて対応し、国庫負担法に基づく国庫負担申請を行いまして、災害査定をすることになります。災害査定は受検を終えることによって査定官から復旧事業費が明記されまして、その復旧事業費が決定されることになります。決定された後に管理者である道路管理者や港湾管理者が、迅速に工事の発注手続に入ることになります。現在の予定としましては、港湾債に係る災害査定を先週の12月中旬に終えておりまして、港湾施設復旧については現在発注作業に取りかかっているところでございます。年度内には契約をして、小規模のものは年度内に完成するとかですね、規模が大きいものについては工期を来年度までとって、来年度早期に完成する方向で対応しているところでございます。あと、道路とか河川、海岸関係ですね、これは国の水管理・国土保全局ということですので局が異なっておりまして、これについてもまず第1回の査定を来週の4日間かけて査定を行う予定です。残りは規模が大きい箇所もあり、件数も多いということで作業の準備期間も踏まえて1月下旬に査定を予定しております。これで台風24号の査定は全て完了する予定になっておりまして、河川・道路関係も先ほど港湾の復旧の予定で申し上げましたが、年度内には発注・契約しまして来年度早期に復旧を完了する予定になっております。

○中川京貴委員 部長、お伺いしたいのですが。今、海岸防災課が答弁していましたよね。これは個別に国との交渉をしているのですか。それとも県が全部を一元化して国との交渉をしているのですか。

○玉城正教海岸防災課班長 国庫負担法に基づく災害復旧の手續に関しましては海岸防災課が国との窓口になっておりまして、この国庫負担法の手續を所管しております。ですから土木建築部のほとんどで公共土木施設の災害が起きた場合は各管理者から被害の報告を受けたり、災害査定を受ける案件ごとに申請を受理して、国にその都度まとめて国庫負担法の手續の申請を行って査定を受ける流れになっています。

○中川京貴委員 部長、なぜこういう質問をしたか結論を言います。台風第24号、25号はもちろん沖縄県全体的に台風被害がありました。地元から復旧要請が出ていたはずなのですよね。今、港湾関係の説明では12月中旬に災害査定が出るという話でしたが、農林水産関係は既に11月24日に出て終わっています。そこで何を言いたいかというと、今、報告はしましたが早目に復旧、前倒しによる予算要求をされていないのです。我々自民党会派がやってきたのです。本来はこれを県の現場がやるのは当然で、部長もしくは副知事が直接この現場の話をして、前倒しでやっていただきたいと要求するのが行政の仕事ではないかと思いたいのですがいかがですか。

○金城弘昌総務部長 一刻も早く災害復旧に対応していかなければならないということがございますので、工夫できるところを含めて、我々としても今後またしっかり考えていきたいと思いたいます。

○中川京貴委員 最後に聞きますが、そのために毎年県はこの災害のための予算が予備費か何かで計上されていると思いたいます。これは国の査定を受ける前に先に使えると思いたいます。これを前倒しで先に使って、後で国に申請してこの予算をまた補充できるという仕組みと理解していいんですか。

○宮城嗣吉財政課長 毎年当初予算で見込み計上として災害復旧費は計上していますのでおっしゃるとおりの執行が可能になります。

○中川京貴委員 金額はどのくらいですか。

○玉城正教海岸防災課班長 河川等災害復旧事業費の当初予算につきましては、10億7290万円となっております。復旧費に充てる工事費としましては8億9000万円となっております。今回約1億9763万3000円が不足ということで補正予算に計上しているところでございます。

○中川京貴委員 ぜひ、一日も早い復旧をよろしく申し上げます。

次に、9ページの公安委員会職員費の1億9000万円余りの補正減について伺います。例の警察官を100名ふやしたときの件ですか。

○土橋喜巳治警察本部会計課長 今回公安委員会職員費の1億9400万円減額の内訳ですが、給料が約5000万円、職員手当が約4300万円で共済費が1億円程度となっております。この要因ですが、平成28年度当時、平成29年1月になりますが、緊急増員ということで100名を増員していただきました。その当時は即戦力が必要でしたが、沖縄県警ではなかなか100名一気に準備ができなかったものですから、ほかの都道府県警察に応援を依頼しております。即戦力ということで警部補ですとか巡査部長といった経験のある方だったものですから給与の積算も新規採用よりちょっと上のグレードになっていたものであります。これを沖縄県警の職員に振りかえていくということで数カ年計画でやっていこうということで平成29年度、平成30年度、今後も平成31年度という形で新規採用していくような形になっていくと思います。平成30年度につきましては当時他県から出向して来ていただいた警察官の給与基準で積算しておりましたのでちょっと多かったのですが、今回新規採用に振りかえたということで減額という形になっております。

○中川京貴委員 今の説明では、人数自体は変わらないが給与の差額があって変動があったという理解ともう一つ、これは私は一般質問でも警察関係の約2800名ですか、145万人の県民に対して妥当であるかという質問をしましたが、数字的には全国でも低いと。九州では5番目でしたかね。今登録されている人口が145万人ですが、沖縄には住所を有せずに住んでいる方々、観光客や海関係などいろいろな仕事で滞在している方がいます。そういった意味ではもう150万人、160万人いるのではないかとされている中で僕はもっと警察業務の強化に向けて、予算要求をしてふやすべきではないかということをお伺いしました。ぜひ現場は減額するのではなくてどんどん執行できるような形で体制をつくって業務に励んでいただきたいと思います。要望で終わります。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 平成30年度一般会計補正予算（第3号）説明資料の6ページをお願いいたします。保育対策事業費が補正増になっていますが、この事業の中には支援事業がたくさんあると思うのですが、まずその事業概要を教えてください。

○仲里直也子育て支援課班長 保育対策総合支援事業は地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育の受け皿確保や保育を支える保育所の確保に必要な措置を総合的に講じ安心して子供を育てることができる環境を整備する事業となっております。この中に幾つか細事業がございますが、今回の補正増に係る内容といたしましては4点ほどございます。まず1点目が保育所の清掃業務や給食の配膳、寝具の用意等、保育士の周辺業務を行う保育支援者の雇い上げに要する費用の補助。2点目が、保育士資格は持っていませんが一定の研修を行うことで保育士と一緒にあれば、複数であれば保育の業務を行うことができる保育補助者の雇い上げに要する費用の補助。3点目が保育士資格を取るために指定養成校に在学する学生に対する修学資金の貸し付けの補助。4点目が、保育士資格を持っているが保育現場で働いていない、いわゆる潜在保育士が保育所に再就職するための準備金及び子供がいる場合はその保育料の一部貸し付けの補助に要する増額補正の内容となっております。

○比嘉瑞己委員 今回なぜ補正予算のタイミングとなっているのか。補正予算での対応になった理由を教えてください。

○仲里直也子育て支援課班長 今回当初予算より結果としてふえて増額補正をしているのですが、まず事業の実績が年々ふえてきております。そのことで保育園、市町村において周知が図られた結果、申請件数がふえていることともう一点、今回10月に国の補助金交付要綱が改正され、その事業の実施要件が見直されたことによるものと考えております。

○比嘉瑞己委員 実施要件が変えられたというところをちょっと聞きたいのですが、先ほど説明のあった保育補助者—資格は持っていないが先生たちを助ける方だと思うのですが、これまで資格を持っていないが、説明があったようにいろいろ研修とかもあったと思うのですが、これはどのように変わりますか。

○仲里直也子育て支援課班長 補助要件、保育補助者の要件ですが、現行が子育て支援員研修を受講したもの等となっているものから、今回の改正で保育園等での40時間以上の実習を確認したものと見直されました。

○比嘉瑞己委員 これは緩和になるのですか。それとも要件を強化したのですか。

○仲里直也子育て支援課班長 要件緩和に当たるものと考えております。

○比嘉瑞己委員 今、保育士不足が問題ではあると思うのですが、一方で保育の質を守るというのも大切だと思うのです。なぜ国は緩和に方針を変えてきているのですか。

○仲里直也子育て支援課班長 今、待機児童が多い中、保育所の整備とあわせて保育士不足が大きな問題になっています。もともとこの保育補助者の事業というものが保育士の離職防止であったり負担軽減を図るものとなっております、さらに保育補助者が必要だという現場の声等もございまして、今回要件緩和しているものと考えております。

○比嘉瑞己委員 ぜひ、その理由も大切だと思うのですが、しっかりと保育の質を担保するような取り組みをしていただきたいと思います。それで、わかれば教えていただきたいのですが、この保育補助者、お手伝いもするが行く行くはこの人たちも資格を取って保育士につなげていきたいということで総合的な支援になっていると思うのですが、この間、保育補助者が実際に資格を取って保育士になった数というのは県は把握していますか。

○仲里直也子育て支援課班長 委員がおっしゃるようにこの補助事業の要件が幾つかございまして、その中の一つに保育士の確保を目指すというのが条件の一つになっております。今のところ補助事業の成果で何人くらいが保育士になったかというのは把握をしておりません。

○比嘉瑞己委員 この研修とかも緩和されて、変な話誰でもいいみたいになったら困るし、やはりちゃんと保育士を目指す人を育てるという大きな目的もあると思うので、ぜひそこは今後把握して答えられるようにしていただきたいと思います。

思います。

続いて、含蜜糖振興対策事業についてお聞きします。今回2億1000万円余りの補正増になっておりますが、まず理由をお聞かせください。

○大嶺保和糖業農産課班長 本事業につきましては、含蜜糖地域における製糖工場の経営安定化を図るため、黒糖を製造する際のコストに対する一部支援や製糖工場の建てかえに要する整備費補助などの支援を行っているところでございます。今回の増額補正の理由につきましては、黒糖を製造する際のコスト支援におきまして当初計画した生産量より実績が上回ったため、事業費に不足が生じたところでございます。

○比嘉瑞己委員 今、県内で黒糖を生産しているところが離島で8つほどと聞いておりますが、近年の黒糖の生産量の推移はどうなっていますか。8つそれぞれ教えていただけますか。

○大嶺保和糖業農産課班長 黒糖の生産量の推移ですが、まず平成26年期の7130トン、これは8島、8工場の全総額となります。直近の平成30年期の場合は9070トンと増産傾向になっております。参考までに、その間の平成27年期が7126トン、平成28年期が7443トン。一昨年、平成29年期が9642トンということで、増産傾向にあるというところでございます。

○比嘉瑞己委員 特にここ数年は9000トンを超えて増産になっているようですが、一方で生産がふえればふえるほど補填する振興対策費もふえていくということがあって悩ましいところなのですが、これをどう考えたらいいのか。やはり黒糖は大切な産業ですし、文化でもあると思うのでどうしても必要な事業だと思うのですが、一方で予算もかかってくるというところで、皆さんのこの含蜜糖振興策の方向性はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○大嶺保和糖業農産課班長 含蜜糖をつくっている地域につきましては、主に伊平屋島であったり、粟国島、多良間島、与那国島など8島でございます。そういう中でサトウキビを主要産業としている地域でございますので、やはりサトウキビの生産者も含めまして今回のコスト支援をすることで地域のサトウキビ産業そのものを維持するというところでございます。

○比嘉瑞己委員 維持だけではなかなか先細りしていかないか心配になるので

すが、この製造する価格よりも販売価格が低いというのが一番の原因ですよね。離島だけに、コストがかかるというのもあると思うのですが、いかに販売価格を上げていって生産者を本当の意味で支えていくという取り組みが必要だと思うのですが、そうした販売価格を上げていく取り組みはなされていますか。

○大嶺保和糖業農産課班長 まず今回の事業を実施するに当たりまして、県としましては製糖事業者に対しましてコストヒアリングを実施させていただいております。そういう中で各社、各工場ごとに経費を削減していく努力が必要ですので、そのような指導をまず行っているという点が1点でございます。そして、黒糖そのものの販売努力もやはりしていかないといけないと考えているところでございます。その点について県単独事業を活用させていただきまして、沖縄黒糖ブランド力強化対策事業でございますが、まず「黒糖の日」の県内イベント、県外での販売促進活動、またトップセールスなどのキャラバン活動などを行いまして県内外のユーザーに対して黒糖の利用について普及を図っているというところでございます。

○比嘉瑞己委員 県内、県外の黒糖の主な販路はどういった状況になっていきますか。またどういったところが買ってくれているのですか。

○大嶺保和糖業農産課班長 黒糖の主な活用に関しましてはまず県内で約3割程度、県外に約7割程度出荷されております。県内につきましてはお土産品店等で販売されている、かち割り黒糖とよく言われています、そういったもので利用されておりますが、7割の県外につきましては菓子類を中心としてまた製パンへの活用などがされていると聞いております。

○比嘉瑞己委員 特に県外の原材料としての活用というのはまだまだ可能性があると思います。先ほど紹介していただきましたが、ちょっと販路の拡大事業であったりブランド力をもっと高めれば価格の向上につながると思いますので期待したいと思います。

最後に、今後の展望についてお聞かせください。

○大嶺保和糖業農産課班長 先ほどもちょっと触れましたが、やはり各小さな島におきましては重要な基幹産業となつてございますので、引き続き製糖工場はしっかりした価格でサトウキビ生産農家から買っていただいて、その黒糖をしっかりと販売して地域の基幹産業を維持できるように支援も含めて取り組んで

まいりたいと思っています。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 内容は今のやりとりを聞いてわかりました。それで、県内が3割で県外に7割というのは8工場の中での数字だと思います。工場独自で本土の菓子メーカーですとかいろいろ取引先があると思うのですが、8工場の中で独自の販路を開いているとか大きな菓子メーカーと契約を結んでいる事例もあるのですか。

○大嶺保和糖業農産課班長 各社販売形態といたしましては、会社単位で4社ございまして黒糖の販売を行っているところでございます。販売の際には黒糖を卸す問屋がございしますがそちらとの入札または契約という形で販売が展開されていると聞いております。

○仲宗根悟委員 外国向け、アジアですとかいろいろ黒糖を使う側から考えると私たちの食生活とも似通った味の嗜好だとかあると思うのですが、その辺について東南アジアあたりの、私たちが事務所を持っているところから黒糖をうまく売り出していく方法といいますか、そういった販路の拡大とか、その辺についてはいかがですか。

○大嶺保和糖業農産課班長 これまで海外への黒糖の販売について、正確な数字はちょっと把握していませんが売られている状況にはございます。ただやはり黒糖の利用という形では香港だと健康にいいという形で利用者もいるとは聞いております。一方では商社、バイヤーとも契約のあり方、この辺も含めて取り組みは必要かなと考えております。

○仲宗根悟委員 この含蜜糖黒糖に関しては、サトウキビを絞ってその汁を固めたものが沖縄黒糖ということで、標示の仕方を工夫しながら本物と言ったらおかしいのですがそういった黒糖の標示で区別をしていこうと。TPPの問題ですとかいろいろ絡んできますと輸入糖あるいはそれに加工糖との勝負をしなければならぬような状況ということでは非常に厳しいのがこの8工場の皆さんだとは思うのですよね。離島の振興に大きくかかわっている黒糖工場ですのでぜひ支援をしていただきたいと思います。

あと1つは同じ農林で林道の維持管理費の300万円余りの補正についてお聞きしたいのですが、今回こちらも台風24号、25号の台風災害のための事業というところで側溝の土砂の撤去に伴う経費を補正しているのですが、私たちも林道の関係でたしか相当年数がたってもうじき5年以上になるかと思うのですが、現場を見させていただいたときに林道建設の中で山肌といいますか、物すごく鋭角に切り立ったのり面というのでしょうか、あれが崩れないような方法といったら種子の吹きつけだとかで土どめをするんだという内容で説明を受けて、あれで果たしてもつのかなという思いがあったのですが、今回そののり面が崩れて溝が埋まった原因はいかがでしょうか。

○宇地原健志森林管理課班長 林道の維持管理費については県営林道の利用者の安全性を確保するというところで、のり面の浸食防止の補修、路肩の除草、側溝・路面の清掃等を行う経費になっています。今回の台風24号、25号によって林道沿いの樹木の枝葉が風等によって側溝に流れ込んでそれからさらにのり面から流れ出る土砂とかが側溝にとどまることによって側溝が閉塞していると。この閉塞状況が続くと雨水とか排水がされずに路面が冠水するため交通安全上危険な状態となるということで、また路肩ののり面が浸食されたり決壊するおそれがあるということで、この側溝の土砂等の撤去をする必要があるということで今回補正を出しています。

○仲宗根悟委員 今、のり面の浸食とおっしゃいましたが崩落箇所もあるのですか。

○宇地原健志森林管理課班長 今回の台風24号、25号による林道のり面の崩壊は8カ所確認しています。そのうち、1カ所は今月災害査定を受け国庫補助で復旧すると。残り7カ所については国庫補助の採択要件に満たないということで県単事業で復旧することになっています。

○仲宗根悟委員 今8カ所ののり面が崩落したという状況なのですが、今回は側溝の土砂を片づけるという内容だったと。8カ所の中で道路を塞ぐような崩落現場というのも見受けられるのですか。

○宇地原健志森林管理課班長 今回の台風24号、25号ではありません。車が通れる範囲の通行帯はあるのですが。

○仲宗根悟委員　ちなみに台風以外でこれまでに大雨ですとかいろいろな形で崩落したという事例もありますか。

○宇地原健志森林管理課班長　ことしに関しては台風6号や7号で崩れている箇所はございました。

○渡久地修委員長　ほかに質疑はありませんか。
新垣光栄委員。

○新垣光栄委員　平成30年度一般会計補正予算（第3号）説明資料8ページをお願いします。災害復旧事業に関して質疑を行います。この災害復旧工事に関して、先ほど中川委員からもありましたように査定を受検して復旧工事事業が決定するということなのですが、私たち総務企画委員会は多くの離島を見てきました。そこでかなり港湾関係が災害を受けていたのですが、今回の補正はどの分の補正なのか教えていただきたい。

○玉城正教海岸防災課班長　港湾の災害復旧費につきましては、当初予算の工事費に不足はないので補正予算には計上しておりませんが、今回、県単港湾災害復旧事業費ということで、主に災害復旧工事に必要な調査設計とか現場の管理費関係が国庫対象外の経費で、こちらが不足しまして補正予算に計上しているところがございます。

○新垣光栄委員　それでは県単部分は、国が査定したときに認められなかった工事ではなくて、書類作成などの部分が県単になっているということで理解していいのですか。

○玉城正教海岸防災課班長　主な予算の内容はそういうことでございます。

○新垣光栄委員　それで今回、本部港塩川地区の査定が行われて、きょうが入札の予定だと思います。その間こういう査定を受検して決定するということなのですが、先ほどの答弁からすると今回台風被害で沖縄県は相当の被害があると思うのですが、この査定は全て完了しているのか答弁をお願いします。

○玉城正教海岸防災課班長　台風で被災しました港湾施設の国庫対象の災害査定につきましては平成30年12月3日から6日の間に本部港以外の港湾も含めて

同時に査定を対応しておりまして、この国庫対象のものについては全て復旧事業費が決定されたところでございます。

○新垣光栄委員 では、全ての国庫査定分に関しては決定したということで理解していいですね。

○玉城正教海岸防災課班長 今、お答えしたのは港湾施設の分になりますが、港湾については全て事業費が決定されております。

○新垣光栄委員 ほかに台風被害で、決定されていない部分というのはどの部分がありますか。

○玉城正教海岸防災課班長 台風24号、25号の被害によりまして、この港湾以外の道路、河川、海岸関係、それと市町村の管理する道路、河川、海岸関係がございまして、これについては現在災害査定に向けた調査設計とか査定設計書の作成に取り組んでおります。2回に分けて査定を受検することになっておりまして、1回目が来週4日間かけて査定を受検することになっております。残りは来年1月下旬に査定を受検しまして、この復旧事業費が決定される予定でございまして。

○新垣光栄委員 港湾のほうは全て受検して決定したと。今残っている港湾以外の部分で査定を受検して、これが全て認められるということでもいいのですかね。

○玉城正教海岸防災課班長 一応国土交通省から査定官が現地で実地検査を行ったり書面関係で机上検査を行う中で、国庫で認められる分というのが査定の中でいろいろとやりとりをして決まっていく過程もありますので、申請どおりでない部分も少なからずあることはありますが、今年度についてはほぼ申請どおり、100%に近い形で推移してきております。

○新垣光栄委員 ぜひ頑張っていたきたいと思います。もう一つ、もしこの査定が認められなかった場合は県費での対応になるのですか。

○玉城正教海岸防災課班長 例えば起終点の取りつけ部分など査定では認められなくても関連して部分的に復旧する必要があるケースもありますので、そう

いった一体的に施工しなければならないものについては県単河川等災害復旧事業費を適用して、一体的に復旧を進めていくこととなります。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。
仲田弘毅委員。

○**仲田弘毅委員** 平成30年度一般会計補正予算（第3号）説明資料3ページの歳入内訳の中の国庫補助金、一番最後にブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金というのがあります。ブロック塀に関しては去る6月の大阪府北部地震で小学生の女の子が亡くなったことを受けて文部科学省から通達を受けて全国教育行政、学校施設現場の調査が義務づけられたと思います。この中で1億5700万円余り予算がついているわけですが、この9ページに出ている教育財産管理費。これは高等学校と特別支援学校両方県立ですから、そのトータルの額だと思うのですが、これはほぼ今指摘を受けた高等学校あるいは特別支援学校は全部網羅されているということで理解してよろしいでしょうか。

○**大城範夫施設課技術調整監** 今回の補正につきましては県立高等学校及び特別支援学校のコンクリートブロック塀において建築基準法に適合しないと考えられる箇所撤去・改修全てを行うということでございまして、学校数で言いますと県立高等学校で45校、146カ所、延長で8641メートル。それから特別支援学校では、9校、25カ所、延長で1304メートルとなっています。

○**仲田弘毅委員** これはあくまで県が管理している県立学校施設ということなのですが、もちろん学校施設等に関しては幼稚園から小学校、中学校あるわけですが。実際小・中学校を中心に学校管理者を各市町村が担っているわけですから、その方面の対応策というのも大きな課題だと思うのですがそのことに関してはどうなっているのですか。

○**大城範夫施設課技術調整監** 今回の臨時特例交付金は市町村の事業はもちろんございまして国の直接補助ということでございまして、今回各市町村において補正予算を組んでいただいて実施をするということになっております。現時点で市町村も含めて国に事業計画を出しており、市町村のブロック塀対策としては国庫補助金で約8億円実施する見込みです。またこれとは別に空調設備についても市町村分として6億円実施する見込みであります。

○仲田弘毅委員 国にそれだけ迅速に対応していただいたというのは大変感謝しているわけですが、1週間くらい前にこの臨時特例交付金に関しては担当部局から連絡がありまして、私たちのうるま市は21校該当して多分記憶が正しければ6785万6000円だったと思います。これがじかにうるま市に交付されるということを知っていてほっとしているところです。今回の台風の中であらゆる災害が起こっているわけですが、この中で基準を満たしていないブロック塀で倒壊したという事例もありますか。

○大城範夫施設課技術調整監 ちょっと市町村のブロック塀は把握していないのですが、県立学校ではそういった基準を満たしていないブロック塀が倒壊したということはありません。

○仲田弘毅委員 県は県立だけを掌握しておけばいいということではなくて間違いなく小学校から中学校、中学校から高等学校へ進学していくわけですから未来の高校の子供たちという感覚でしっかり小・中学校の現状も把握していただきたいと要望しておきます。

あと1点だけ、12ページです。債務負担行為に関する補正なのですが、そこに道路防災等を含めての予算で伊計平良川線の補正予算が2カ所入っているのですが、片一方の上段の海中道路の世開橋に関するものは理解できるのですが、その下のほうの伊計平良川線の道路改良工事等を含める経費というのが13億円余り含まれているのですが、これは具体的にはどこの場所になりますでしょうか。実は伊計平良川線の中で海中道路を越えて平安座の平宮と宮城島を結ぶ桃原という橋があるのですが、これはもう工期としては2カ年くらい大変おくられている現状があるわけですが、まだ橋が半分しかかかっていなくて残りは鉄骨で渡しているような状況がありまして、そこがその補正に含まれているのであればいいなと思って質問しているわけですが。

○島袋一英道路街路課副参事 委員から質問がありました伊計平良川線ですが、今お話があったように桃原橋のかけかえ工事を今しておりまして、その橋梁への取り付け道路の改良工事としまして現在補正を申請しているということでございます。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時20分 再開

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、乙第1号議案沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城弘昌総務部長。

○金城弘昌総務部長 議案は冊子の平成30年第8回沖縄県議会定例会議案（その2）にございますが、説明はお手元にお配りしております平成30年第8回沖縄県議会（11月定例会）総務企画委員会乙号議案説明資料で行いますのでそちらをお願いいたします。

それでは説明資料の1ページをお願いいたします。議案は議案書の1ページからでございます。

乙第1号議案沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、個人情報の保護に関する法律等の一部が改正されたことを踏まえ、不当な差別等が生じないように特に配慮を要するものを要配慮個人情報として定義し、原則収集禁止とする等所要の改正を行うため、条例を改正するものであります。

改正の具体的内容を申し上げますと、1つ目に要配慮個人情報の定義を設けます。

2つ目に個人情報取扱事務登録簿に要配慮個人情報の項目を追加します。

3つ目に要配慮個人情報の原則収集禁止を規定します。

施行期日については、要配慮個人情報を取り扱う必要がある事務について、個人情報保護審査会に収集禁止の解除を諮問するため、平成31年7月1日としております。

また、現に当該情報を取り扱っている事務について、施行日後、遅滞なく登録簿に当該情報を記載するよう経過措置を設けております。

乙第1号議案の説明は以上であります。
御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**渡久地修委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありますか。

比嘉瑞己委員。

○**比嘉瑞己委員** この説明資料を見ますと、個人情報保護に関する法律—個人情報保護法の一部が改正されたとあるのですがこの法改正の概要についてちょっと詳しく説明をお願いします。

○**座安治総務私学課長** 今回の個人情報保護法の改正の内容ですが、民間事業者を対象とする個人情報保護法では要配慮個人情報の定義を設けまして事前に本人の同意を得て収集するという収集制限が規定されました。また国の行政機関を対象とします行政機関個人情報保護法では要配慮事項の定義を設けた上でファイル簿に要配慮個人情報の有無を記載して公表するという改正が行われました。ただし、国においては収集制限はないものとなっております。

○**比嘉瑞己委員** 2つの法改正があって、この資料で書かれている2番目の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律というのが県の行政機関が関係してくる法律—行政機関個人情報保護法という理解でいいですか。

○**座安治総務私学課長** 行政機関個人情報保護法は国を対象としておりまして、沖縄県に関しましては個人情報保護条例で定めているというところでございます。

○**比嘉瑞己委員** 条例で定めているということですね。ちょっと今2番の行政機関個人情報保護法なのですが、説明だと定義はするが、個人情報を集めることについては必要であれば集めることができる、禁止をしないという中身でい

いんですか。

○座安治総務私学課長 行政機関個人情報保護法の規定では、収集の制限に関しては規定されていないところでございますので、必要があれば収集するということになります。

○比嘉瑞己委員 国の法律はそう変わった。そして今回県条例が改正になるわけですが、県条例のこの改正も同じような内容ですか。

○座安治総務私学課長 今回の条例改正におきましては、国の行政機関と同様に要配慮個人情報の定義は設けます。それに個人情報事務取扱登録簿には情報の有無を記載することにしております。収集に関しましては国は収集制限を設けておりませんが、県では要配慮個人情報についても原則収集禁止として必要に応じて審査会の審議を経た上で収集ができるという定めをもって国よりも厳格な取り扱いをしているところであります。

○比嘉瑞己委員 大変大事なところなので改めて確認しますが、国は要配慮個人情報を定義づけてその収集については禁止はしていないが、県の条例改正においては原則禁止として厳正な手続をとるという理解でいいのでしょうか。

○座安治総務私学課長 県におきましては、従来からセンシティブ情報として個人の信条等については収集を制限してきたところでございますが、要配慮個人情報につきましても同様のとおりに取り扱いをするということでございます。

○比嘉瑞己委員 その姿勢を堅持してほしいと思います。この法改正後、ほかの都道府県の動きについて確認したいのですが今回のこの法改正と同じように要配慮個人情報の収集について国と同じように制限をかけないような条例改正をした自治体はあるのか、また沖縄県みたいな一定の縛りをつけた自治体はどれくらいあるのか、そういった状況を教えてください。

○座安治総務私学課長 全国でも今回の法改正を受けまして要配慮個人情報を定義づけた都道府県に関しまして、改正済みが37都道府県となっておりまして、改正自体は行わずに従来の規定で事足りるとしているのが3都府県、検討中が6県となっております。そのうち収集制限に関しまして沖縄県と同じく要配慮個人情報を全て原則収集禁止としているのが32都道府県、それから思想信条等

のセンシティブ情報に関してのみ収集禁止としているのが7都府県。原則収集禁止を行わない、国と同様の取り扱いを行っているのが1県となっております。

○比嘉瑞己委員 これは思想信条の自由とかにもかかわる問題ですのでくれぐれも沖縄県においては厳格に取り扱うように要望したいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
又吉清義委員。

○又吉清義委員 国は要配慮個人情報の取り扱いを規制をしているのではなく、県がその規制をかけていると理解していいわけですね。

○座安治総務私学課長 収集に関して県は原則収集禁止ですが、必要があれば審査会等で審査をした上で収集することになるということでございます。

○又吉清義委員 今までそういった要配慮個人情報を取り扱っていて具体的にどのような弊害がありましたか。

○座安治総務私学課長 要配慮個人情報を慎重に取り扱うという意味で審査会の審査を経て収集するということございまして、収集が必要な事項で配慮すべき事項については従来からも審査会等を経た上で収集しております。特に問題があった事例はありません。

○又吉清義委員 特に問題がないのをあえて規制をかけるということはいいのかなと非常に疑問があるものですから。私がちょうど市議会議員であったときの個人情報保護法に関する一例を申し上げます。あの中で地域は本当にめちゃくちゃになりましたよ。例えば地域に誰が引っ越して来たかがわからない、何人で住んでいるのかもわからないと。民生委員なり自治会長がフォローができないと。得た情報をいたずらに漏らしているのであれば別ですが、地域として厳格に情報を守り大事にして、地域をフォローしていたのですが今はもう全くこれできません。私の本音はこういった規制をかけることによってこういったことが起こることを非常に危惧しております。ですから中身を突っ込んで伺いたいと思いますが、例えば県で要配慮個人情報を取り扱っている所管部局はどういった部門で今のところどれくらいありますか。

○座安治総務私学課長 要配慮個人情報に関しては全部局で取り扱っている状況です。例えば要配慮個人情報につきましては総務部においても職員採用に関して採用の情報を個人の学歴とか、経歴とか、それから健康状態の情報も収集いたしますのでそれも当然に要配慮個人情報に当たりますし、それから福祉関係におきましていろいろな相談業務を受けた場合の中身は個人情報に該当することがたくさんあるところがございます。それと、病院関係でも検査あるいは病歴等は当然ながら個人情報に該当します。このケースに関しまして調査をしたところ現在342事例を確認しているところがございます。さらに精査が必要ですが、今のところこのような感じになっているところです。

○又吉清義委員 やはりもっと慎重に精査すべきではないかと思い、あえて述べているのです。個人情報保護条例におきましてもこのような現象が地域で出てきて非常に困っていると。助け出すことができないと。皆さんが今まで行っている業務の中でも多分今後弊害が出てくると予測されるのです。例えば、それをすることによって商工労働部雇用政策課におきまして、子供たちがインターンシップに行くときにてんかんを持っている子供、持っていない子供、これをあらかじめ知ることによって対応もできるわけですよ。こういうのもわからないとてんかんを見たことのない人は本当に青ざめますよ。課長、てんかんを目の前で見たことがありますか。私は対応したことがあるのですが、銀行とかでてんかんが起きたら銀行中大騒ぎです。てんかん持ちの子供もいっぱいいるんですよ。こういう情報を封印すると現場が大変になりますよ。そればかりではないですよ、次に例えば教育庁ですが県立学校の外国語指導助手—A L Tの任用に当たり日本の法律と外国の法律は違いますよ。その中身を知らない方が講師をしたとしましょう。何が起きるか想像できませんよ、アメリカでそのように言われていますよ。強姦歴のある人は、ずっと強姦するよと。なかなか立ち直れないと。そのぐらい強姦歴があるともう生きていく限りマークしますよ。強姦した方はもう2回も3回もずっと繰り返すと。最後どうなるかという殺人ですよ。これもアメリカでは物すごい問題になっていますよ。そしてもう一つ大事なものは例えば教育関係で子供たち、過去に何があったかを知ることによって、指導する先生としては偏見の目で見ると間違えるんですよ。これをもとに指導をさせると子供の心情がよくわかる、環境がよくわかる、何が問題かがよくわかる、とって指導しやすいですよ。こういう資料が一切与えられずに封印されて現場で生徒を指導しなさい、医療をしなさいと言っても過去を知らない限りは無理ですよ。トラウマを知ればこの子供は何が問題か、非常に指導しやすいですよ。こういうのも全て封印していいのか私は危惧しています。

どう思いますか。今言った問題はどのようにして解決するんですか。

○座安治総務私学課長 この個人情報保護条例の改正に当たりましては、当然、原則収集禁止ということで事前に現場で業務にブレーキをかけたりしないかという意見もかなりありました。その上で各部局、いろいろなところにヒアリングいたしまして、実際にどういうことが起こるのか、どういう事例でどういうことが考えられるかということも話をしながら今言ったような教員の引率とかそういう場合に、仮に生徒の個人情報はあらかじめ類型化した事務の中で、具体的には生徒の引率とか何か団体旅行の場合とか集団行動の場合とか、類型化の中で原則初めから収集禁止解除の手続きをとって適宜対応してまいりたいと思っています。これに関しましてはじっくり時間をかけて収集禁止解除の類型化も行っていきたいと考えております。

○又吉清義委員 時間をかけてやるとおっしゃっていますが、これができなくなるのが今回の条例改正ですよ。どうやってやるんですか。皆さん答弁がちぐはぐではないですか。今までやっていたこのようなことをやるなというのが今回の条例改正ですよ。違うのですか。

○座安治総務私学課長 収集は原則禁止ということですが、業務上必要だということであれば収集禁止の解除の手続きを行って収集するということになります。ですから必要な業務に関しましては全て収集禁止の解除の手続きをとると。かなり広範な事務が予想されますが、それはそういうふうな禁止解除の手続きを適正に進めてまいりたいと考えてます。

○又吉清義委員 こういうふうに手続きをとれば収集できるというのですが、実際は違いますよ。個人情報保護条例の審査会はなかなか簡単に開いてもらえませんよ。民間人が要望したらどんなに時間がかかるか正直言って御存じないでしょう。私はやったことあるから言うのですよ。皆さんが口で言うほど簡単ではないですよ。やるなではないですが、もっと細かく仕分けをしてやったらどうですかと。必ず現場はトラブルが生じますよ。私は現場が混乱に陥る要素が出てくると思います。先ほどこのようなことを危惧する意見があったとの話がありましたが、そのような情報交換をする会議があるならばもっと細かく、できる限り現場のそういった弊害を取り除く、この情報も守りながらもっと細かく検討したらどうですか。余りにも大雑把で、皆さんからいただいた資料を見ただけでも私は恐ろしいなとしか思いませんよ。必ず現場に混乱が起きますよ。

そのときに責任は誰がとるのですか。今で指摘しておきます。ほんの一例にてんかんを挙げましたが。皆さんはもっと慎重に検討すべきだと思います。実際にこういう意見があったからにはそこまでやるべきだと思うのですがいかがですか。あえてお伺いします。

○座安治総務私学課長 県の事務に支障を来さないように審査会も毎月1回原則行われていますので、それをこの個人情報に関してはかなり頻繁に開かないといけないということになるかもしれません。慎重に各部局の意見を当然聞きながら細かく定めてまいりたいと思います。

○又吉清義委員 最後に聞きますが、皆さんみずからも当審査会への諮問が必要となる場合があると思いますので、条例改正の施行日までに所要の手続を行う委員会を設けるなど、とにかく事務の遂行に支障がないようにしてください。審査会を要望してもそう簡単ではないですよ。審査会をいかにスピーディーにするかですね。月1回というのは従来の審査会ですよ。正直言ってこれまでの定例化した審査会と何ら変わらないのですよ。緊急を要するものとか期限つきのは月1回とか固く縛るのではなくて、必要に応じて開くことができるとかせめてそういうものがあれば納得しますよ。月1回というのはもう期限を過ぎてしまったら何の価値もないですよ。終わってしまってから開いて何をやるんですかと僕は言いたいですよ。タイミングを逃がしたら終わりですよ。今のそういうふうになるおそれがあると思います。せめてやるからにはそのような配慮も必要だと思いますがいかがですか。

○座安治総務私学課長 個人情報保護審査会については月1回を定例化しているというわけではありませんので、必要があれば随時開くといった対応をしたいと思います。

○又吉清義委員 では必要とあれば随時開けるということで間違いありませんね。改めて確認します。本当ですね。

○座安治総務私学課長 はい、随時開いてまいります。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
當間盛夫委員。

○**當間盛夫委員** 個人情報保護条例第7条では、個人情報収集の禁止について規定されていますが、その限りではないということで、法令に基づく収集であるとき、犯罪予防等公共の安全秩序の維持を目的とした収集であるとき、今言う審査会で意見を聞いて必要と認める収集であるときという3つの例外規定があるのですが、この法令だとか犯罪予防というのはどういう区分になるのですか。例えば性犯罪受刑者が一番多い大阪府では、元性犯罪者に関する条例を議員提案で出したわけですが、そしてワースト2の福岡県もそのような条例を議員提案で出したのですが、このように法令で取り決めれば情報の収集は可能になるということになると思うのですが、この法令に基づく収集と2番目の犯罪の予防と公共の部分、これは警察等々の話になるのですか。どういうことなのか。

○**座安治総務私学課長** 同条例第2項第2号で規定されている犯罪予防に関しては主に県警が取り扱う情報を指しているところでございます。

○**當間盛夫委員** では県警が行うこの犯罪予防と、各部局を挙げてこの審査会で意見を聞く必要があるという内容と、法令に基づく部分というのは別個の話になるのですか。県警は犯罪予防ということであれば審査会にかけずに認められる。ところが知事部局、病院を含めたそういった各部の案件はこの審査会にかけて意見を聞いてやらないとだめだと。県警とこの皆さんの知事部局というのは別個のものなのですか。

○**座安治総務私学課長** 県警の犯罪予防のための情報収集に関しては、審査会にかけずに独自に収集できるということになっています。その他の知事部局で一般収集するような個人情報につきましてはあらかじめ審査会で必要な情報についての収集禁止除外の審査を受けることとなります。

○**當間盛夫委員** その中でこの審査会というのが今、月1回という目安の話があったのですが、この審査会を構成するメンバーはどうなっているのですか。

○**潮平はづき総務私学課行政情報センター室長** 個人情報保護審査会のメンバーは全部で5人となっております。学識経験者が2名、弁護士が2名、そしてマスコミ関係の方が1名という内容となっております。

○**當間盛夫委員** 知事部局が情報収集を行う必要がありますということを出し

てくるわけですよね。そしてこの審査会にかけて判断すると。ちょっと教えてほしいのですがこの黒丸と表示されているところは、これは別に当たらないのではないかということの理解でいいですか。黒丸は収集根拠なしと。

○潮平はづき総務私学課行政情報センター室長 議員の皆さんにお配りした資料の中で具体的な事務を示した表があるかと思いますが、この中で白丸と表示されているものは法令等に基づき収集するものなので審査会で諮る必要はないものとなっております。そして黒丸と表示されているものが特段法令等に基づくものではないので審査会に付して収集の必要性を認めてもらって収集するという内容となっております。

○當間盛夫委員 これは審査会に付すわけですから、審査会の中でいやこれはだめだという案件が出てくる可能性もあるわけですよね。この審査会の判断基準は各県に委ねられているのですか。何か全国的な基準でもあるのですか。それとも各県ばらばらなのですか。沖縄県の審査会の中でこの部署のこれはいいとか悪いとかという形になるのですか。どちらですか。

○潮平はづき総務私学課行政情報センター室長 こういった要配慮個人情報原則収集禁止とした場合に解除する手続というのが大体各県同じ並びで審査会の意見を聞いて認められたものは収集できるという規定を定めていると思われるので、そうすると大体どこの県も禁止をした県は解除するときは審査会に諮って解除するということになるかと思えます。

○當間盛夫委員 では基本的に審査会にかければこの収集のことができるという認識でいいのですか。

○潮平はづき総務私学課行政情報センター室長 はい、そのとおりです。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 この審査会の件で1つだけ教えてください。収集をしようとして審査会がだめだと拒否したケースはどのくらいの数あるのですか。それともこれからですか。

○潮平はづき総務私学課行政情報センター室長　これから審査会に付して解除の手続をとっていくものとしております。

○渡久地修委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○渡久地修委員長　質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城弘昌総務部長。

○金城弘昌総務部長　この議案は、平成30年10月に行われた人事委員会の給与勧告並びに国及びほかの都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与等を改める必要があることから、関係条例を改正するものです。

改正の概要を申し上げますと、平成30年度の給与改定のため、給料月額を平均0.2パーセント引き上げるとともに、勤勉手当の支給割合を年間0.05月分引き上げることと等としております。

条例の施行期日は、平成30年度の給与改定に係る規定については、公布の日とし、給料月額の引き上げ等については平成30年4月1日から、勤勉手当の引き上げについては平成30年12月1日から適用することとしております。

また、期末手当の支給割合の平準化など一部の規定については、平成31年4月1日から施行することとしております。

○渡久地修委員長　総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員　皆さんの給与の分の前に、今、県の非常勤職員は何名いらっしゃるのですか。

○真鳥洋企人事課長 ちょっと手元に数字がなくて正確には言えないのですが、おおむね1300人くらいになると思います。

○當間盛夫委員 今、県の非常勤職員の皆さんの待遇はどうなっているのですか。変わっているかもしれないですが、例えば以前であれば1年で任期が終わったりということがあったのですが、今、どういう状況なんですか。

○真鳥洋企人事課長 会計年度職員という制度がありまして、基本的に任期は会計年度内ということになります。任期が終わった後に、再度公募を実施して再任されることもあります。そういった形の制度になっております。

○當間盛夫委員 再度ということは、その方は2カ年間と考えていいのですか。この人が再度ということは、再度、再度やって5年できるということですか。

○真鳥洋企人事課長 あくまでも会計年度任用ですので辞令上、その都度任用するという形になります。見かけ上は確かに続いている形にはなるのですが、今のところそういったケースでも最大3年という形になります。

○當間盛夫委員 最大3年をめぐりにしてやっているわけですね。この非常勤の皆さんの賃金の上昇とかそういったものもありますか。非常勤職員の賃金が上がる仕組みというのは何かあるのですか。

○真鳥洋企人事課長 先ほど、会計年度任用職員制度のお話をしましたが、この制度は正確には平成32年度からで、それに向けてそういった制度を変えてやっています。給与水準もその平成32年度から変わるのですが、現時点ではそれぞれ時給単価でやっております。

○當間盛夫委員 時給単価で今どれだけののですか。

○真鳥洋企人事課長 おおむね910円から1600円台の幅がありまして、それぞれの業務内容に応じて設定されております。

○當間盛夫委員 部長、僕は決してこの1300名が少ないと思わないわけです。しかし、沖縄県の県民所得が上がらない一つの要因に非正規職員の多さがあり、沖縄県も民間に正規雇用しなさいよという取り組みを行っています。ただ、こ

の1300名の非常勤職員に仕事を手伝ってもらわないと行政の運営は実現できないわけですね。部長の認識としてこの1300名についてどう認識されているのですか。

○**金城弘昌総務部長** 位置づけ的には非常勤職員は常勤の職員の事務補助的な役割を担っているということで、当然ながら公務サービスの一翼を担っていると認識しているところでございます。ただ、この業務の中身については当然業務があつてその職が出てきているというところがございますので、先ほど人事課長からございましたが会計年度任用職員の制度が新たに発足することに伴うこと、それと働き方改革の関係でいわゆる正規・非正規職員の水準をどうするかという議論の中で、それについても今後見直さないといけない部分は見直していく、続ける部分は続けていくということで、必要な部分についてはそういうことも確保しながら公務サービスを続けていきたいと思っております。

○**當間盛夫委員** 働き方改革で同一労働同一賃金というところも出てきているわけですが、非常勤職員は決して県だけではなくて各市町村もその割合が多くなっている傾向が見受けられるわけです。その辺を県がどういう形で率先していくのかと。まさに働き方改革で県の公務員のあり方、非常勤、非正規問題も含めて、県に課せられている役割というのは大きいと思っておりますので、しっかりと対応して頑張ってもらいたいと思っております。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**渡久地修委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第3号議案県税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城弘昌総務部長。

○**金城弘昌総務部長** 総務企画委員会乙号議案説明資料の3ページをお願いいたします。

議案は議案書40ページからになります。

乙第3号議案県税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に定められた地方活力向上地域内に本社機能の移転等を行い、事務所、研修施設等を新設し、または増設した事業者に対し、県税の課税を免除し、または不均一の課税をする措置を講ずる等の必要があるため、条例を改正するものであります。

改正の概要は、まず1つ目に地方活力向上地域内に本社機能を移転し、新設し、または増設した事業者に対し、県税の課税を免除し、または不均一の課税をする措置を講ずるものです。

2つ目に公益上の事由により課税を免除する対象となる事業者について、青色申告者以外の事業者についても対象とするものです。

乙第3号議案の説明は以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 せっかくこんないい条例ができる中で、県当局としてこの制度を活用する可能性がある企業の見通しは把握していますか。全くゼロなのでしょうか。

○平田正志企業立地推進課長 今回の制度については主に東京23区から沖縄県に企業の本社機能を移転させるということを大きな目標として制度化されておりますが、これについては過去の東京23区から県内への移転の実績を踏まえて南部地域それから中部地域、北部地域各1社の立地を想定した計画としております。また、もう一つの形態としまして地元企業の協業の拡大を支援するという機能を持っていますが、これについても今、当該計画を策定した市町村の数に応じた推奨目標を設定しているところで、各市町村1社程度ということで計画を作成しているところでございます。

○又吉清義委員 ぜひトップセールスを行う意味でも県内にそういった企業を誘致することによって雇用であり、いろいろな面で県内経済も活性化するために非常にいい条例と私は思うので、待ちの姿勢ではなくてやはりそういうこと

もやることによってよくなるのではないのかなと思います、あえて聞いている次第でございます。県もそういういい条例を生かしながら雇用、そして経済活性化に向けて私たちとも情報交換をして、そういうのを重視することは非常に大事なことかと思っておりますのでぜひまた取り組んでいただきたいと思います。今、南部、中部、北部1社ずつということなのですが、もっと大きい目標を持ってもらいたいなと思っておりますがいかがでしょうか。

○平田正志企業立地推進課長 これまでの実績を踏まえて今の計画の目標設定をさせていただいたところでございますが、当然私ども企業誘致に関しては東京事務所、それから大阪事務所に企業誘致の担当者を配置しておりまして、そのメンバーを通じてこの取り組みについても情報提供をしながら企業の立地を促していくというようなことに取り組んでいきたいと思っております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 この改正の目的が企業誘致にあるということですが、この間県のさまざまな施策で企業誘致のための課税免除制度がほかにもあると思うのですがどれくらいそういった制度がありますか。

○平田正志企業立地推進課長 沖縄振興特別措置法関連の課税免除制度というのは制度上6つありますが、法文上は明確に企業誘致ということが定められているわけではございません。これまでの県の企業誘致施策を踏まえて制度が導入されたという意味では国際物流拠点産業集積地域、これは旧特別自由貿易地域が発展的に見直された制度でございます。それと経済金融活性化特別地区、それから情報通信産業振興地域、それと情報通信産業振興特別地区という4つの制度が企業誘致を想定した制度と断言していいと考えております。

○比嘉瑞己委員 これらの企業誘致施策でこの5年間の推移をちょっとお聞きしたいのですが、誘致した企業、それぞれ年度ごとに誘致企業の数と免除した税金の額を教えてください。

○平田正志企業立地推進課長 商工労働部では免除した税額は把握しておりませんので、企業誘致の数を御報告申し上げたいと思っておりますが、製造業関連の企業の誘致をするということで平成25年度が7社、平成26年度が13社、平成27年

度が17社、平成28年度が7社、平成29年度が11社でございます。それと情報関連企業に関しては県内の毎年の1月1日の立地数というものを調査しております。前年と新年の差し引きで数値を捉えているものでございますが、平成25年が38社、平成26年が45社、平成27年が41社、平成28年が40社、平成29年が28社となっております。

○小渡貞子税務課長 5年間の課税免除の総額についてお知らせします。回答の前提といたしまして、企業誘致に係る分ということの仕分けはしておりませんので、課税免除額や件数でお知らせしたいと思います。まず直近5年間の沖縄振興特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づく課税免除の実績ですが、平成25年度が68件で5億2769万円、平成26年度が103件で9億2690万円、平成27年度が101件で9億3523万円、平成28年度が112件で8億1682万円、平成29年度が129件で6億3021万円、合計が513件で38億3686万円となっております。

○比嘉瑞己委員 今、税務課長がおっしゃったものの中に先ほどの企業立地推進課の皆さんの分も入っているという理解でいいですか。別ですか。

○小渡貞子税務課長 この中に入っております税務課で捉える件数は事業税とか不動産取得税、件数に応じて数値を拾っておりますので、ちょっと数がふえている、年度のばらつきがあるという形になっております。

○比嘉瑞己委員 それぞれの事業にも意義はあって誘致が進んでいることは大いに結構なのですが、今、沖縄の雇用状況が改善されているとはいってもやはり雇用の質、非正規雇用の問題が依然として課題としてあります。こうした誘致企業あるいはこの課税免除をした企業における雇用の状況は県としては把握していますか。

○平田正志企業立地推進課長 製造業を中心とする国際物流拠点産業集積地域については県が管理をしている施設として国際物流拠点産業集積地域うるま地区、いわゆる旧特別自由貿易地域を中心に企業誘致を進めているところでありますが、この地域における平成30年1月1日時点の状況を申し上げますと、雇用者が910人ございまして、そのうち正規社員が687人、非正規社員が223人ということで正規率が75.5%、非正規率が24.5%という状況でございます。それと、IT関連につきましては立地する場所自体が全県的に幅広い地域で展開していますのでそれを網羅的に捉えているものがない状況でございます。情

報通信関連産業全体の正規・非正規の割合は今把握していないということでございます。ただ情報通信業、これはコールセンター、いわゆるBPO業務を担う事業者を除いた形になりますが、この場合については平成28年度に実態調査が行われておりまして、雇用者が1858人、そのうち正規社員が1335人、非正規社員が523人で正規率が71.9%、非正規率が29.1%という状況となっております。

○比嘉瑞己委員 今の最後の情報通信産業の数字、一見いいように見えるのですがサンプルが20なのですよね。何百とある中で実際に本当に全部がこれに当てはまるのかというところはわかりません。私たちが聞く限りではコールセンターのところではかなり厳しいという話も聞きますので、これだけ課税を免除するわけですから県としてはこの雇用の実態の把握というのはやるべきだと思います。今後雇用の質をしっかりと確保するためにこうした企業誘致策あるいは税金を免除する制度についても、この雇用の質を担保するという視点が大変大切だと思うのですが、この点について部長、答弁お願いいたします。

○金城弘昌総務部長 各種制度を通じて、特に沖縄振興策も通じて企業誘致等も取り組みを県としては進めておりますので、21世紀ビジョンの基本計画の改定計画でも雇用の質を上げていくということの取り組みを商工労働部を中心に県全体でやっていくことになっておりますので商工労働部とも調整しながら進めていきたいと思っております。

○比嘉瑞己委員 やはり制度をやるにもインセンティブをつけて、必ず正規雇用を何割といったことを全てに義務づけるべきだと思いますので、ぜひそういった取り組みを期待したいと思っております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今回の改正というのは、地方で税収を上げてもらおうというところもあると思っているのですが、この事業税だとか固定資産税を含めて課税免除を施行3年間やりますよね。これをやることで例えばこれに法人税だとかそういったものはそれ以降どういう上がり方をするとかというのは皆さん想定か何かあるのですか。

○平田正志企業立地推進課長 法人税そのものはやはり国税ですので、どこに立地している場合であっても国に納める額についてはその売り上げといいますか所得に応じて納めるという形でしかないので、沖縄県でどれだけふえるとかというようなものにはならないのかなと考えます。

○當間盛夫委員 この本社機能ということで調査部だとか研究開発施設、研修施設というのがあるのですが、研修施設だけでも該当するのですか。

○平田正志企業立地推進課長 研修施設を沖縄に設けて、そういう研修機関として事業所を設置するという場合が該当するということになります。

○當間盛夫委員 例えば研修施設というときには沖縄には何のメリットがあるのですか。

○平田正志企業立地推進課長 ほかの施設もそうですがこの研修自体を運営することに関しての人材の雇用を沖縄に拡大するという面があるかと思えます。これは先ほど例示でありました、研究開発分の研究の人材であるとか、総務部の人材であるとか、そういった部分の人材雇用の拡大が期待されるということになるかと思えます。

○當間盛夫委員 3年後以降そういう部分での事業費も納めてもらえるだろう、そして固定資産関係もそういう部分があるだろうということも考えられると思っていますので。国がやろうとしている分とこれまでずっと本土企業の誘致ということで行ってきた沖縄独自の税制があるわけですから、そのことをしっかりと組み合わせながら沖縄にこうした機能の移転—情報関係がいろいろとここでやっているというところもあるわけですから、しっかりと皆さんも目標を立ててこのことも踏まえながら沖縄にこの本社機能だとか研究施設関係を、どう誘致をしていくのだということをぜひ政策的な部分でもいいですし、先ほど又吉委員からもあったようにいいものであればただ国の地方創生ということではなくてしっかりともっとアピールしてほしいなど。我々はこれまでもずっとこのことをやってきたわけだから、そのことも踏まえながら県が今回のことも含めてどのような形で対応していきますというものをもしお持ちでしたら。

○平田正志企業立地推進課長 従来、沖縄振興特別措置法—沖振法で制度化さ

れております課税免除については基本的には工場であるとか生産設備についての投資を促すという側面があったかと思えます。これについては先ほど申しましたように企業の立地が進み雇用が拡大するなど一定の成果があったと思えます。今回の制度につきましては、工場等といった生産部門ではなくてこれからこの企業の方向性を定める開発部門であるとか本社機能の部分を誘致することによってそこについての税制優遇措置を働かせるということになるかと思えます。この2つの制度を効果的に組み合わせて企業に提案することで企業誘致により活用いただけるようなPRをさせていただきたいと思えます。また今回の地方拠点化税制については、従来の沖振法での業種の制限というのが基本的にはない形になっておりますので、そういった面では従来の沖振法の枠から離れた新しい部門のそういった本社機能を誘致することによって、また沖縄に効果的な企業の立地を促すことが期待できるのではないかと考えています。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第19号議案当せん金付証券の発売についての審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城弘昌総務部長。

○金城弘昌総務部長 次に、総務企画委員会乙号議案説明資料4ページをお願いいたします。

議案は議案書69ページになります。

乙第19号議案当せん金付証券の発売についてを御説明いたします。

この議案は、平成31年度において本県が発売する当せん金付証券、いわゆる宝くじの発売限度額について、当せん金付証券法第4条第1項の規定により議決を求めるものであります。発売限度額は、143億円としております。

乙第19号議案の説明は以上でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第19号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 部長、もう少し説明をお願いします。事業として非常にすばらしいなと思っているものですから。コストは15%、残りは全部分担金と収益金に上がると。県民に還元する非常に価値のあるすばらしい事業だなと思って改めて中身を見てびっくりしています。この143億円は1年間に行う宝くじの販売金の全てだと思うのですが、例えばロト6、ジャンボ等いろいろありますよね。その内訳はどのようになっていますか。

○宮城嗣吉財政課長 平成29年度の発売額が115億5700万円で、そのうちの収益金額が47億4800万円になっております。

○又吉清義委員 1年間でいろいろな宝くじを販売しますよね。年末ジャンボもあるし、ロト6もあるし、いろいろなものがあると思います。この内訳はどうなっていますか。

○宮城嗣吉財政課長 先ほどトータルで約116億円というお答えをしましたが、内訳としまして、例えばジャンボで言いますとドリームジャンボが5億5200万円、サマージャンボが11億3000万円、年末ジャンボが20億3300万円、バレンタインジャンボが3億2300万円、ハロウィンジャンボが4億3800万円。大きいところでロト6が23億9800万円、ロト7が14億2700万円等々となっております。

○又吉清義委員 細かいことは聞きませんがこのようにして販売することで1人平均1万円分ずつ買っているのかなと先ほど中川委員ともお話ししたのです。そこで、平成29年度で約47億円の収益金が県に入るということで地方財政法第32条に規定する事業を定める省令で1から12まであるのですが、この振り分けはどうなっているのか。県で決めるのか、この内訳を教えてくださいませんか。

○宮城嗣吉財政課長 公共事業、その他公益の増進を目的とする事業に充当することになっておりまして、その事業については委員がおっしゃるように省令で定めております。例えば国際交流、国際化の推進、人口の高齢化・少子化等の対策、芸術文化の振興、災害対策、地域経済の活性化、人材育成等々幅広い

地域振興事業に充当することができまして、その充当事業については県が任意に充当しております。

○又吉清義委員 県が任意に充当するということですか。その辺をどこにどれだけ充てるとかわからないものですから、後でよろしいですので例えばこの二、三年どのように充当しているか資料としていただきたいのですがよろしいでしょうか。

○宮城嗣吉財政課長 充当事業の例示一覧については後ほど提供したいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第19号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、総務部関係の陳情平成28年第40号外4件の審査を行います。

ただいまの陳情等について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

金城弘昌総務部長。

○金城弘昌総務部長 それでは総務部関係の陳情案件についてお手元にお配りしております、総務企画委員会陳情説明資料により御説明いたします。表紙をめくっていただきまして陳情一覧表をお願いいたします。総務部関係では、陳情新規1件、継続4件の合計5件となっております。

陳情処理表の1、2及び4の継続陳情3件につきましては、処理概要の変更はございませんので、説明を省略させていただきます。

また、3の継続陳情については、処理概要に変更がございますが、5の新規

陳情と関係しておりますので、こちらの新規陳情から御説明いたします。

5 ページをお願いいたします。

陳情第94号、福祉に関する事務所において社会福祉主事でなければならない所員について速やかに社会福祉法違反状態を解消するよう求める陳情につきまして、その処理概要を御説明いたします。

1、各福祉事務所の指導監督及び現業を行う所員の配置において、本来の社会福祉職の配置定数における社会福祉職の不足分に対しては、一般行政職の職員を充てているところです。

その配置に当たり、今年度人事異動においては大学の成績証明書により、任用資格に必要な履修科目を厚生労働省通知による科目名読みかえも含めて厳密に確認した上で配置しているところですが、以前においては、読みかえまで確認していないなど精査に不足があり、一部で資格を有していない職員が配置されている現状があります。

現状配置に対しては、各事務所における指導監督所員及び現業所員以外の職員も含めて、再度、資格要件について厳格に精査してまいります。年度中の早急な人事異動については、計画的かつ継続的なケースワークに混乱を招くおそれもあることから、次年度の定期人事異動を機に速やかに解消してまいります。

2、指導監督を行う所員と現業を行う所員の合計58人に対して、社会福祉職37人となっておりますが、それ以外で社会福祉主事任用資格を持つ職員は15名となっております。

以上で、陳情第94号の説明を終わります。

続きまして、3 ページにお戻りいただきまして、継続の陳情第58号社会福祉主事に関する陳情につきましては、先ほど御説明いたしました新規陳情第94号と関連しておりますので、下線部のとおり処理概要を変更しております。

以上、総務部所管の陳情について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 総務企画委員会陳情説明資料3ページの陳情第58号と5ページの陳情第94号に関連してですが、次年度の定期人事異動でこれを解消するという事で理解していいんですか。

○金城弘昌総務部長 はい、定期人事異動で解消したいと考えております。

○上原章委員 5ページの2番目の処理概要で、指導監督を行う所員と現業を行う所員の合計58人で、社会福祉職37人、それ以外で15人。結局、現状では資格がない人が何人いるということなんですか。

○真鳥洋企人事課長 現在6人が資格がない状況となっております。

○上原章委員 では今回この陳情は2度目なのですが、そもそもこういう精査が不十分だったというのは沖縄県だけの問題ですか。

○真鳥洋企人事課長 九州各県を調べたところ、沖縄県だけではございません。

○上原章委員 他県にも同じような事例があるという中で、そもそもこういった事態になった原因はどこにあるんですか。

○真鳥洋企人事課長 社会福祉主事を福祉事務所に置かないといけないという義務はあるのですが、この社会福祉主事という資格はそもそも社会福祉士以外にも例えば大学で社会福祉に関する科目を3科目以上とっているという要件がありまして、この3科目の成績証明書とかでこの3科目に該当するかどうか調べる必要があります。例えば最近の事例で言いますと、この科目の中には法学だとか心理学とかそういった科目が決められていまして、法学系を卒業した職員は大体資格を持っている方が多いのですがそこに少し……。それと今の科目も、政令ごとに細かい規定があったりして、そこら辺を精査しマッチしていないということが原因となっております。

○上原章委員 最低限そういう資格を保有するという事と、それぞれしっかりスキルを身につける必要があると思いますし、また、今回こういう陳情が出ているわけですから、いろいろな相談を受ける職員全員の意識—認識を全体で

しっかり共有していただきたい。こういう陳情が出たということ自体しっかり受けとめてほしい。最後にその対応をお願いできますか。

○真鳥洋企人事課長 資格があるかどうかしっかり精査した上で対応したいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 2ページの陳情平成28年第158号県有施設等の敷地内全面禁煙に関する陳情を聞きたいのですが、陳情書で2020年のオリンピックまでに県の敷地内禁煙が必要だと書いてあるのですが、その詳しい説明をお願いします。

○浦崎康隆職員厚生課長 I O Cオリンピック委員会の方針で1988年のカルガリー大会以降禁煙の原則が貫かれているというのがあります。そして国際保健機関WHOで2005年のたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の発効後、このWHOとI O Cがオリンピック開催地において受動喫煙防止を推進するというので合意に至っております。このような状況において我が国においても2020年にオリンピックが開催されるということで、そのような対策・強化を求めるような陳情になっているのかなと理解しております。

○比嘉瑞己委員 この敷地内禁煙は必須になっているのですか。

○浦崎康隆職員厚生課長 敷地内全面禁煙ではなく、受動喫煙防止に努めるという法律の趣旨になっています。

○比嘉瑞己委員 ではあくまで努力目標で必須ではないということになるのですかね。そうは言っても皆さんとしては禁煙を勧める立場みたいなのですが、完全禁煙まで比率でいうと何パーセントまでできていますか。

○浦崎康隆職員厚生課長 我々が所管しています県有施設は61カ所ございますが、そのうち完全禁煙になっているものが28.3%の17カ所となっております。

○比嘉瑞己委員 まだまだ低いと思いますのでしっかり進めるべきではないかと思います。これは電子タバコも対象になるのですか。

○浦崎康隆職員厚生課長 県では電子タバコも含めております。

○比嘉瑞己委員 ずっと陳情が継続審査になっているのですが、この1年間で推進はあったのか、また来年度の目標を聞かせてください。

○浦崎康隆職員厚生課長 現状としましては例年維持しているような状況ではありますが、我々としては受動喫煙防止対策とともに喫煙者の禁煙支援も含めて全体的な取り組みとして職員の健康確保や安全・快適な職場環境を形成するための努力をしていきたいと思っております。

○比嘉瑞己委員 計画、その目標値、いついつまでにどれくらいまでというのを持たないとなかなか達成できないのではないかと思います。そういう計画はありますか。

○宮川桂子職員厚生課職員健康管理センター室長 ちょっと補足させていただきます。県職員の職場につきましては全庁舎において施設内禁煙というのは達成されております。そういう意味において少なくとも職員の受動喫煙防止は既に達成されていると認識しております。敷地内というとそれをもうちょっと広めた考え方なのですが、今、福祉施設系、子供とか妊産婦などがかわりやすいところでは敷地内禁煙を進めております。こういった状況はここ二、三年余り大きな状況変化はございません。今後の目標としては当初この指針をつくったときに5年以内にまた見直すというのがありますので、来年度以降に見直しが入ってくるかと思えます。

○比嘉瑞己委員 処理概要で敷地内禁煙の実施を推進していきますと書いてあるわけですからしっかりと取り組むことが求められると思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、知事公室関係の請願第6号及び陳情平成28年第37号外20件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

池田竹州知事公室長。

○池田竹州知事公室長 ただいま議題となっております、知事公室所管に係る請願及び陳情につきまして、お手元の請願・陳情説明資料に基づき御説明いたします。

表紙をめくっていただきまして、請願及び陳情の一覧表がございます。

知事公室所管の請願は、新規1件、陳情は、継続19件、新規2件となっております。

まず、新規の請願について処理概要を御説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

請願第6号石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備について、沖縄県環境影響評価条例の趣旨を踏みにじる一部用地造成着工の中止を防衛省に求める請願につきましては、陳情平成29年第20号項目3に同じであります。

次に、継続審査となっております陳情19件について、修正した箇所を御説明いたします。

修正した箇所につきましては、下線で示しており読み上げて御説明いたします。

資料4ページをお開きください。

継続となっている陳情平成28年第48号放射能公害被害者に人権の光を求める陳情につきましては、説明資料の6ページをお開きください。

項目3の2段落目、後半部分ですが、平成30年11月1日現在で321名に時点修正をしております。

次に、説明資料11ページをお開きください。

陳情平成29年第20号石垣市振興に関する陳情につきましては、説明資料12ページをお開きください。項目3の2段落目に「県は、住民合意もなく、地域に

分断を持ち込むような自衛隊強行配備は認められないものと考えており、現状は必ずしも十分に住民合意が得られているとは言いがたい状況にあります。」を追加しております。

また、3段落目を「県としては、政府に対して、地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきで物事を進めることがないよう、求めてまいりたいと考えております。」に修正しております。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

説明資料の36ページをお開きください。

陳情第102号美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情につきましては、次の37ページをお開きください。

項目1につきまして、「海底ケーブル式地震・津波観測システムは、国主導により北海道から房総沖については、防災科学技術研究所、東海沖については海洋研究開発機構が整備しております。また、文部科学省は南海トラフ地震に備え、宮崎県沖から四国沖にかけて、南海トラフ海底地震・津波観測網を整備することとしており、平成31年度に着工する予定と聞いております。本県周辺においては、海底ケーブル式地震・津波観測システムは設置されていないことから、知事会等を通じ、事業主体となる国へ早期配備について働きかけていきたいと考えております。」でございます。

次に、説明資料の38ページをお開きください。

陳情第122号宮古島における陸自ミサイル基地建設から住民生活を守るため県議会の実効性のある対応を求める陳情につきましては、次の39ページをお開きください。

項目1及び2の（1）につきましては、陳情平成29年第20号項目3に同じであります。

項目2（2）につきましては、「関係部署において、現場の状況確認を行うなど、適切に対応したいと考えております」でございます。

また、項目2（3）につきましては、「沖縄防衛局に対して、住民からの質問に回答するよう求めてまいります。」でございます。

以上、知事公室の所管に係る請願及び陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 9番目の陳情平成29年第70号、第77号、第88号。消防防災ヘリの陳情が3件出ておりますが、それだけ大事な陳情だと思っております。それでお聞きしますが、ここにある消防防災ヘリとドクターヘリの違いは何ですか。

○池田竹州知事公室長 消防防災ヘリにつきましては市町村の消防行政を補完するために広域的な自治体である都道府県などが導入を進めているものでございまして、その機能は救急救助あるいは搜索、災害時の緊急対応などで、それに加えていわゆるドクターヘリの補完的な役割を担っているところもございまして。一方でドクターヘリにつきましては急患搬送に特化しているものと考えております。

○中川京貴委員 現在県が考えているこの消防防災ヘリについての認識をお聞かせください。

○池田竹州知事公室長 昨年度研究会の報告をいただきまして、今年度合意形成に向けて取り組んでいるところでございます。既に2回ほど説明会を開催しまして、来年の2月に第3回の説明会を予定しております。できれば今年度中に導入に向けた全市町村の合意形成を図れるよう各市町村と調整を重ねているところでございます。

○中川京貴委員 今説明がありましたが、説明会は2回ですか。そしてあと何回やって決定していくのか。今知事公室長が答弁しておりました委員の皆さんは何名いますか。

○上原孝夫防災危機管理課長 委員の皆さんというよりは市町村に今説明しておりまして、最終的に市町村長の合意を得たいと考えております。県としては41市町村の了解が得られれば進めたいということと、説明会はあと1回なので

すが、説明会だけではなかなか十分伝わらないこともありますので、場合によっては賛同しないようなところがあれば赴いて説明していくということで考えております。

○中川京貴委員 これは市町村の理解が得られなければ実施しないということですか。

○上原孝夫防災危機管理課長 そもそも消防航空隊というのは県が持ちます。県が設置しますが、市町村の要望があれば県が防災ヘリで活動することになっておりますので、そもそも市町村にそういうニーズがないと活動できないというのがありますので市町村の合意を得ながら設置していきたいと考えております。

○中川京貴委員 市町村の要望があればやはり出動するのは当然なのですが、先ほど知事公室長から説明があったドクターヘリとは違うという認識でよろしいのですよね。要するに、ドクターヘリの場合はもう限られた救急活動しかできないが、この防災ヘリはドクターヘリを兼用しながら防災も、例えば捜索とか、また震災が起きたときに道路が通れない、電柱が倒れている、孤立している、そういったところも調査できるヘリと理解してよろしいのでしょうか。

○上原孝夫防災危機管理課長 今、委員がおっしゃったとおり、主に救急活動とか救助活動、情報収集活動、あと災害等応急の活動とかビル火災とかあればその火災の防御活動とかもろもろございます。急患については特にドクターヘリが飛んでいる場合はドクターヘリが優先的に活動すると。ドクターヘリが活動している間にまた電話があれば消防防災ヘリで活動することを考えております。

○中川京貴委員 私もドクターヘリ—ME SHサポートのヘリに乗った経験があります。パイロットからいろいろ説明を受けたのですが、ドクターヘリの場合には往復で大体400キロメートルの範囲内なのですが、今説明がある防災ヘリは600キロメートル、700キロメートル、800キロメートルまで行けるヘリという認識でよろしいですか。

○上原孝夫防災危機管理課長 我々の想定としては航続距離は400キロメートル以上ということで先島、石垣島まで行って、そちらで給油して帰るというこ

とを考えております。無給油で石垣島まで対応できるヘリではありません。

○中川京貴委員 知事公室長、それで今質問しております。今の説明の中ではドクターヘリと変わらないような扱いになるのではないかと思っているのですよね。ドクターヘリと防災ヘリの搭乗人数の違いを教えてください。

○上原孝夫防災危機管理課長 ドクターヘリは私も乗ったことがあるのですが、いわゆる中型、小型ヘリということで、防災ヘリはそれより一回り大きい消防隊員が5名乗って活動できるような、座席数で言えば14名とかですね、結構大人数が乗れるちょっと大き目のヘリになっております。

○中川京貴委員 ちょっと大き目というのがイメージできないのですが。基本的には警察のヘリ、よくテレビで見るとはありますが、400キロメートルのドクターヘリは今あるのですよ。ですが、これの倍くらいの航続距離を持たないといざ緊急事態が発生したときに燃料を積みに行く時間はないんです。救急車も御存じのとおり一分一秒を争う。救急患者が出たときに燃料を入れに行きますか。燃料を入れてもう準備しているのです。それを途中で防災対策で石垣に行った、宮古に行ったとしてそこで燃料を入れる暇はないのですよ。私は、早目にそこを調査して沖縄に戻ってきて報告して、次の対策を行うというのが防災ヘリだという認識なのですが、知事公室長の認識を教えてください。

○池田竹州知事公室長 防災ヘリが無給油で行くとなると大型ヘリという分類になろうかと思えます。そうした場合にいわゆるつり下げ救助はかなり困難を伴うと。海上での捜索救難活動とか他県の事例でもかなり使われているというのがありますが、そういった場合に大型ヘリだといわゆるダウンウォッシュという下降気流でかなりの困難を伴うと私どもは聞いております。そのため委員会の報告書におきましても当面中型のヘリコプター1機ということで……。都道府県の消防防災ヘリでも大型ヘリを導入しているのは東京都消防庁のみで、あとは中型もしくは小型のヘリを導入して、どちらかといいますと機動的な対応を中心にしております。今、委員御指摘の特に離島の急患搬送につきましては、現在私どもの消防防災ヘリの運航時間は8時30分から17時15分ということ想定していますので、特に夜間とかそういった場合には引き続き自衛隊もしくは海上保安庁等々との連携は必要になってくるかと思っております。

○中川京貴委員 ドクターヘリは今知事公室長が説明したとおりで私は理解し

ております。そういった意味では防災ヘリは違うと思っています。なぜかという、テレビでもやっていましたが、例えば海上で事故が発生しあと10分、15分で救助しなければそのまま沈んでしまうという状況の中で、四、五名を救助するとあとはヘリに乗れないんですよ。今14名も乗れますよという答弁でしたが本当に14名乗る防災ヘリなのですか。県外で使われている防災ヘリは何名乗れるのでしょうか。

○上原孝夫防災危機管理課長 中型ということで想定していますが、定員は座席数でいえば14席とか想定しております。

○中川京貴委員 座席数の問題ではないですよ。パイロットや防災活動をする方以外に救助される人が何名乗れますか。

○上原孝夫防災危機管理課長 活動する場合、通常隊員が4名乗りまして、パイロットと整備士が乗りますので、計6名乗ります。そこから救助活動ということで、装備の内容によってその辺は限定されるのですがいろいろ予備のタンクを積んだり、ホイストクレーンといった装備を入れたりとかその時々によって数は変わるとは思いますが、今はまだそこまで細かく検討していませんが、とりあえず全国で配備している中型ヘリを入れれば活動はできると考えております。

○中川京貴委員 2つ質問します。1つは車も船もそうですが登録申請のときに人数、重量を報告しないといけないと思います。まずこれを教えてください。それともう一つは、今県が導入しようとしているヘリの機種は何ですか。

○上原孝夫防災危機管理課長 今はまだ導入しようとしているヘリの機種は決めていません。今は導入するかどうかということを検討している段階です。最大離陸重量ということで7000キログラムくらいを想定しています。

○中川京貴委員 全国で活躍している防災ヘリの機種は何という機種ですか。

○上原孝夫防災危機管理課長 これも特定されていませんが、五、六種類くらいのが導入されております。

○中川京貴委員 知事公室長、県としてはこの運営についてどのような方向性

で考えているのか教えてください。

○上原孝夫防災危機管理課長 消防航空隊に市町村の消防本部から職員を9名派遣していただいて、そこで隊員が活動するということになっております。あと、パイロット、整備士、運航の管理者とかそういったところは県が委託し、県の職員を責任者である所長として配置して運営していくということを考えております。

○中川京貴委員 テレビを見て感じたのは、ドクターヘリは基本的に事故が少ないのですよ。防災ヘリの事故がテレビやニュースで出るのを御存じですか。あれはやはり今言う航続距離を含めた燃料の問題があると思います。それと市町村から派遣するに当たっても、県の職員としての身分を確保して、そしてしっかりパイロットの安全も確保するべきということが防災ヘリの位置づけだと思っております。知事公室長の考え方を聞かせてください。

○池田竹州知事公室長 ヘリそのものの運航形態は他県でも民間委託方式といったようなものが多いのですが、だからといって安全対策がおろそかになることは決して許されないと考えております。また、市町村から派遣していただく職員は、市の職員ではなくて県の航空隊員として活動していただく。この1年ほど他の都道府県の防災ヘリで非常に残念な事故が続いたということがありますが、導入する場合そういった事故がないようきちんと消防庁などがまとめる報告書なども参照しながらきちんとした体制をとっていきたいと考えております。

○中川京貴委員 陳情は3カ所から出ていますよね。1カ所ではなくて3つのところ。それ以外の離島も恐らくそう思っていますよ。なぜならばいざというときは自衛隊が出動するのですよ。海上保安庁が出動しませんよ。いざ市町村の首長からの要請があればその許可をとって、自衛隊が派遣されるんです。しかしながら震災などそれだけでは間に合わない事態が起きたらやはり県の防災ヘリが出されると思っていますのです。これは議事録に残ります。ドクターヘリと防災ヘリの違いを聞きました。ぜひ中型で15名も20名も乗れるような機種にしないと後で必ず問題になると思っています。それについて知事公室長、コメントをお願いします。

○池田竹州知事公室長 先ほど課長からもありましたが委員会の報告書で航続

距離400キロメートル、最大離陸重量7000キログラム以上ですかね、中型と言われるヘリにも席数が最大20席くらいとちょっと幅があると聞いております。各県導入している機種も五、六機種あるということでその辺の情報も集めながらどういった機種が沖縄県にふさわしいか有識者、そして実際に消防隊の経験のある皆様の意見も聞きながらある程度絞り込んでいく作業を今後行っていきたいと考えています。

○中川京貴委員 最後になりますが、400キロメートル以上というのはさっき課長が答弁したとおり石垣・宮古の片道なのです。市町村の消防・防災関係もそういう機種だったら僕は乗らないと思います。最初から800キロメートル航続できる燃料を積めるような機種でないと隊員やパイロットも安心して救助活動ができません。他県でもそれはあったと思います。そういったものを調べて安全・安心して救助活動に集中できるような機種を導入しないと間違いなく問題が出ると思っています。

○池田竹州知事公室長 航続距離400キロメートル以上、機種によっては例えば600キロメートル、700キロメートルというのもございます。ただやはり先島、そして南・北大東島まで往復飛ぶとなると航続距離1000キロメートル以上となりますので、それは基本的にかなり大型の機種に限られてしまいます。そうしますとやはり通常の出発救助であるとか海難救助のときにかなり困難を伴うと聞いております。その辺のバランスをとって検討会の報告書では400キロメートル以上で南・北大東島そして先島に出動したときには帰りは現地で給油するという前提で今考えているところがございます。とにかくまずは1機導入して、運航実績を積み重ねて課題も明らかにしながら県民の生命・財産を守る非常に大きな役割を果たすと思っていますので、ぜひ導入に向けて今後も市町村と協議を進めていきたいと思っています。

○中川京貴委員 今1機を導入して、県の将来展望としては全部で何機を目標にしていますか。

○上原孝夫防災危機管理課長 県内、沖縄県東西1000キロメートル、南北400キロメートルということでかなり守備範囲が大きいということで1機では到底守備範囲を賄い切れないということで将来的には2機を考えたいと思っておりますが、とりあえず1機運航して、いろいろ状況とか確認しながら一步一步進めていきたいと考えております。あと、航続距離については先ほど報告書では

400キロメートル以上ということではありますが、中型ヘリの性能としては700キロメートル、800キロメートル航続できる機種もございまして、あと追加オプションで燃料タンクというのもまたつけられますので、それをつけた場合は1000キロメートル航続可能となるなど、そういったものもありますので、その辺も工夫しながらオプションをつけて航続距離を伸ばしていくようなところは工夫していきたいと思っています。

○中川京貴委員 オプションで燃料タンクをつけたら人が乗れなくなりますよ。以上です。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
花城大輔委員。

○花城大輔委員 総務企画委員会陳情説明資料31ページの陳情第12号ですが、ちょうど去年の今ごろに現場が混乱してこれを解決してほしいという陳情でありました。現在の状況をちょっと教えてください。

○上原孝夫防災危機管理課長 平成29年度の今ごろですね、予算の枯渇とかいろいろ指摘がございましたが、去年の執行率は結果的に88.2%であったのに対し、今年度はかなり工夫しておりまして執行率は11月末時点で92.4%、今年はまだ予算にも余裕があるというところもございまして何とか今年度は対応できると考えています。

○花城大輔委員 平成28年度と平成29年度のそれぞれの繰越額を教えてくださいますか。

○上原孝夫防災危機管理課長 平成29年度の繰り越しの状況ですが、市町村支援事業のほうだけ繰り越しがございまして、9992万5000円となっております。平成28年度から平成29年度への繰り越しは3億9817万7000円の繰越額がございまして、その中で広域探査発掘加速化事業が3636万2000円となっております。あと住宅等開発磁気探査支援事業が3億401万5000円のうち、2億7610万6000円が執行されて不用額が2790万9000円となっております。

○花城大輔委員 ちょうど決算の時期にもこの関連で質問させてもらって磁気探査の専門業者でない会社が落札をしてそれが丸々磁気探査専門会社に下請さ

せているという質問をしたときに、課長はそのような事実は把握していないという内容でありましたが、その後すぐにそのような実態が行われているかどうかというこのアンケートをするというお話を説明いただきました。その内容、結果が今出ていましたら報告をお願いしたいと思います。

○上原孝夫防災危機管理課長 アンケートはその後すぐ実施しました。そして丸投げの事実はなかったということを確認しております。

○花城大輔委員 実は磁気探査協会や関係者にも電話をして確認をしましたがこのアンケートが届いている業者を私見つけていないのですよ。なのでしっかりと実施されているかどうかをもう一度確認していただきたいと思います。

そしてもう一つ、これも前回の質問のときに意見交換会を2回行ったというお話がありました。これについてある関係者から私に連絡があってそのようなことはされていないと。私たちは申し入れに行って冷たくあしらわれただけであって意見交換会という場で我々の要望を聞いていただくという内容ではなかったと連絡を受けています。実際どうだったか県側にも言い分があるのでしょうか、今、県側と磁気探査協会側の関係が余りよろしくないということは私は事実だと思っています。しっかりと今後のこともあわせて大事な事業でありますから、このようなことがどちらからも出ないようにいま一度整理していただいてしっかりとこの事業を運営していただきたいという要望を出して終わりたいと思います。もし答弁があれば。

○池田竹州知事公室長 不発弾対策事業は県民の安全・安心を守るために非常に重要な事業だと考えております。この事業、糸満での事故をきっかけに事業費も国から大幅に増額していただいて、それでかなり探査も進んでいると考えております。花城委員御指摘の点につきましては改めて意見交換をきちんと行って、より万全な体制で探査事業ができるように努めてまいりたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 12ページの陳情平成29年第20号の宮古の自衛隊配備。それ以外にも石垣の自衛隊の陳情が幾つかあるのですがちょっとお伺いしたいと思います。県の立場としては自衛隊の役割というのは認めるが住民合意のない強引な配備は許せないという立場だと本会議でも答弁しています。この処理方針で

今後政府に対して配備スケジュールありきで物事を進めるようなことがないよう求めていきたいとありますが、これまでにそうした要請はしているのですか。今後予定はあるのですか。

○池田竹州知事公室長 現時点でまだ具体的に要請しているということはございません。今後どういった場で要請するかについてはちょっと事務的に進めているところで少し検討させていただきたいと思います。

○比嘉瑞己委員 今石垣で住民投票が一万四千何筆。もう有権者の3分の1以上が集まったわけですね。辺野古でも県民投票が行われる。これぐらい直接民主主義の手法で有権者が声を上げているということは本当に大きなことだと思うのです。いろいろ政府と住民との間に考えの違いはあってもこの住民投票が終わるまで少なくともこの工事は一旦とめるべきだと思うのですが、知事公室長の考えはどうですか。

○池田竹州知事公室長 本会議でも答えさせていただいたのですが、私どもは従来から先島地域での自衛隊配備については住民にさまざまな意見・考えがある中で丁寧に進めるべきだと考えております。今の状況は必ずしも住民から十分な理解が得られているとは言えないのではないかと考えております。その上で改めて政府に対してはより一層丁寧な説明を行い、理解を求めながら進めていきたいと。今の東アジアの情勢につきましても、北朝鮮あるいは中国との日中首脳会談が短期間で3回も行われるなど、当初配備していたときとは安全保障をめぐる状況はかなり緊張緩和に向かっているのではないかと私どもは考えております。その辺も踏まえて、配備スケジュールありきではなく進めていきたいと考えているところでございます。

○比嘉瑞己委員 県の考えは何度も聞いてわかっていて、評価できる部分はあるのですが、やはりそれでは県は何をしてくれるのということが陳情者の声だと思うのですよ。先ほど要請については調整中ということなのですが、住民投票の動きもあるわけですから、一日も早く要請すべきだと思いますが改めて見解をお聞かせください。

○池田竹州知事公室長 比嘉委員御指摘の件も踏まえまして、きちんと検討させていただきたいと思います。

○比嘉瑞己委員 もう一方で、これは環境問題でもあるというのは本会議でも議論がありましたが、宮古でも石垣でもこの水という問題で大変懸念があるわけですね。この自衛隊の賛否を別にしておいて、もう命にかかわる問題であるわけですから、この環境問題については皆さんの処理方針にもあるように、自主的な環境影響評価の実施を求めるということが書かれています。これについて実際に沖縄防衛局に要請する予定はあるのですか。

○知念宏忠環境政策課班長 この処理方針については、求めることについては地元宮古島市の意向も踏まえながら調整していきたいという処理方針にさせていただきます。

○比嘉瑞己委員 この県の主体性の発揮というところを私は聞きたいのです。もちろん地元の意向も大切なのですが、これだけ社会的に今注目されていて、水という大きな問題なのですよね。やはり県として独自にでもしっかりと要請すべきだと思うのですよ。いかがですか。

○知念宏忠環境政策課班長 平成29年になりますが、自衛隊の島嶼配備等についてということで県が照会をしております、事業の規模等が沖縄県環境影響評価条例の対象外の場合の自主的な環境影響評価の実施について質問をしておりますが、その回答の中で防衛局は環境保全の観点から環境調査を行い、その結果に基づき希少種の移植など、必要となる場合は対策を実施するなど、動植物などの自然環境に十分配慮してまいりますという回答を得ています。

○比嘉瑞己委員 これ実際そういったことをされているか確認できますか。

○知念宏忠環境政策課班長 環境調査等については調査をされて、稀少な植物等は移植されたということは確認しております。

○比嘉瑞己委員 知事公室長、これまでも宮古の当初の案は向こうの水の審査会の意見で万が一のことが起こったらもう取り返しのつかないことになるという意見がついて結局は頓挫しましたよね、それくらい水の問題は大切な問題だと思うのですよ。県がもう一步踏み出して自主アセスをしっかりと求めていく。質問という形ではなくてちゃんと要請していくことがやはり島の人たちの不安に応える県の態度だと思うのですが改めて防衛省に自主アセスを求める考えについてお聞かせください。

○池田竹州知事公室長 環境部、あるいは宮古島市とも意見交換をさせてもらいながら検討を進めていきたいと思えます。

○比嘉瑞己委員 先ほどの話も含めて、しっかりと行動を起こして要請していただきたいと思えます。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の各陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

午後 3 時 22 分 休憩

午後 3 時 40 分 再開

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情平成28年第67号外 9 件の審査を行います。

ただいまの陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

川満誠一企画部長。

○川満誠一企画部長 それでは、企画部に関する陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会陳情に対する説明資料により、処理方針等を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、陳情の一覧表がございます。

企画部関係は、継続陳情が 9 件、新規陳情が 1 件となっております。

前回の処理方針に変更のない陳情につきましては説明を省略し、変更のある陳情について御説明いたします。

5 ページをお開きください。

陳情平成29年第46号平成29年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情につきまして、処理方針に変更がございます。

変更した箇所につきましては下線で示しております。

1 の 1 段落目の 4 行目及び 2 段落目において修正を行っております。修正した 1 段落目及び 2 段落目を読み上げて、御説明いたします。

1 「久米島町は、災害時における住民等の安全の確保及び通常時における住民の生涯学習の振興を図るため、沖縄振興特別推進交付金を活用して、複合型防災・地域交流拠点施設を整備しているところです。同町においては、平成29年度に当該施設の基本設計を行い、平成30年11月から建築工事に着手しております。」に修正しております。

次に新規陳情について、御説明いたします。

15ページから16ページにかけて、新規陳情 1 件の要旨及び経過・処理方針等を記載しております。

15ページをお開きください。

陳情第102号美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情につきまして、処理方針を読み上げて御説明いたします。

2 について、沖縄県では離島における情報通信基盤の整備を図るとともに、民間通信事業者の離島地区等への進出も促進してきたところであります。また、平成28年度から平成32年度にかけて、超高速ブロードバンド環境整備促進事業を実施することとしており、本事業により、離島・過疎地域等の15市町村においても陸上部における超高速ブロードバンド環境が整うこととなります。竹富町新城島、西表島船浮地区及び鳩間島を含む小規模離島等における超高速ブロードバンド環境の整備については、地区ごとに状況が異なることから、実情に応じた整備手法や住民ニーズ、通信事業者の動向等について、平成28年度に調査をしたところです。県としては、竹富町及び民間通信事業者と連携し、今後とも様々な方法によって、都市部と同等の情報通信環境の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針等の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**渡久地修委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○**渡久地修委員長** 再開いたします。

次に、公安委員会関係の陳情平成28年第166号外5件について審査を行います。

ただいまの陳情について、警察本部警務部長、同生活安全部長、同交通部長及び同警備部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

まず初めに、陳情平成28年第166号の記の2及び陳情平成29年第46号の記の2について、警務部長の説明を求めます。

山本将之警務部長。

○**山本将之警務部長** 沖縄県公安委員会所管に係る、陳情の処理方針について御説明いたします。

お手元の陳情等の処理概要等をごらんください。

1 ページの陳情平成28年第166号機動隊や警察の市民弾圧の中止に関する陳情の2及び3 ページの陳情平成29年第46号平成29年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情の2につきましては、前回委員会以降、処理方針に変更はありませんので、御説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**渡久地修委員長** 警務部長の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第166号の記の2を除く部分及び陳情第120号について警

備部長の説明を求めます。

花岡一央警備部長。

○**花岡一央警備部長** 沖縄県公安委員会所管に係る、陳情の処理方針について御説明いたします。

それでは、お手元の陳情等の処理概要等をごらんください。

1 ページの陳情平成28年第166号機動隊や警察の市民弾圧の中止に関する陳情の2を除く部分につきましては、前回委員会以降、処理方針に変更はありませんので、説明は省略させていただきます。

次に、6 ページをごらんください。

陳情第120号の1、2につきましては、県警察では、キャンプ・シュワブ周辺における抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動の状況等を踏まえ、抗議参加者らを含む関係者の安全確保や一般交通の安全と円滑の確保等のため、関係法令に基づき、必要な措置を講じているところであり、今後も、これら危険かつ違法な抗議行動に対し、法と証拠に基づき厳正に対処し、地域住民の生活への影響と、関係者の安全に最大限配慮した形で、適切な措置を講じていく所存であります。

3 につきましては、交通の安全が確保される場合は、南下車両を右側通行させる片側交互通行を行わせておりますが、抗議参加者の頻繁な道路の横断や大型車両の直前、直後からの飛び出しなどにより、通行車両との接触の危険が認められたり、片側交互通行により北上車線への影響が大きいと認められる場合は、片側交互通行を行わせておりません。

また、渋滞に巻き込まれている運転者等に対して、渋滞の原因や渋滞解消の見通しなど、交通事故防止と交通の円滑等を図るために、適宜に情報提供のための広報を行っているのものであり、今後も交通事故防止など、安全を最優先とした措置を講じていく所存であります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**渡久地修委員長** 警備部長の説明は終わりました。

次に、陳情第48号及び陳情第126号について、交通部長の説明を求めます。

小禄重信交通部長。

○**小禄重信交通部長** お手元の沖縄県公安委員会の所管に係る陳情要旨・処理概要をごらんください。

沖縄県公安委員会所管に係る陳情第48号単身高齢者が安心して暮らせる社会

の実現を求める陳情につきましては、前回委員会以降、処理方針に変更はありませんので、御説明は省略させていただきます。

次に、陳情第126号違法駐車は是正に関する陳情につきまして、処理方針について御説明させていただきます。

本件陳情に係るガソリンスタンドの周囲及びガソリンスタンドから玉城アパートまでの道路は、歩車道区分のない幅員約5.5メートルから約6メートルの生活道路で、約80メートルは北谷町道、約68メートルは位置指定道路とされております。

本件陳情に係る道路を含む区域は、歩行者などの安全な通行を確保することを目的に、最高速度30キロメートル毎時の交通規制や路側帯のカラー舗装などの各種交通安全対策がなされた「ゾーン30」として整備されております。また、区域内の一部の道路は、駐車禁止の交通規制が実施されておりますが、陳情に係る道路については駐車禁止の交通規制は実施されておられません。

本件陳情に係る道路の駐車車両については、所轄警察署も把握しており、迷惑性の認められる交差点などの駐車車両については、法定の駐車違反等として指導取り締まりをしているところでありますが、県警察といたしましては、悪質・迷惑性の高い違反について指導取り締まりを実施するとともに、引き続き、関係機関や地域住民などと連携し、生活道路などにおける交通の安全と円滑等を図っていく考えであります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**渡久地修委員長** 交通部長の説明は終わりました。

次に、陳情第76号について、生活安全部長の説明を求めます。

崎原永克生活安全部長。

○**崎原永克生活安全部長** 陳情説明資料5ページの公安委員会所管に係る陳情第76号石垣市内の客引き行為等の対策強化を求める陳情につきましては、継続案件ではありますが、前回委員会以降、処理方針に変更がありませんので、御説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**渡久地修委員長** 生活安全部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 5ページの陳情第76号です。石垣市内の客引き行為等の対策強化を求める陳情ということで、ことしの6月に陳情が上がってきました。処理概要で八重山警察署、石垣市、石垣市教育委員会防犯ボランティア等が緊密に連携し、本年9月26日に美崎町歓楽街環境浄化総決起大会を開催するなど、美崎町歓楽街環境浄化総合対策を推進しているところであるということなのですが、状況は実際改善されているのかどうか教えてください。

○崎原栄克生活安全部長 ただいま委員からありましたとおり、ことしの9月26日に美崎町歓楽街環境浄化総決起大会を開催するなど、美崎町歓楽街環境浄化総合対策は現在推進中であります。広報啓発等を含めて取り締まりも強化しているところであります。

○宮城一郎委員 要は目に見えて浄化されている状況ですか。

○崎原栄克生活安全部長 減少傾向にあるとは聞いております。

○宮城一郎委員 那覇市の国際通りでは歩道に立て看板とかを設置しないよう指導しても、指導した直後はなくなるのですがまたすぐに出てきたりとかということでしたちごっこということなのですが、石垣市もよくなってもまた悪くなったりというのが繰り返されてはちょっと残念だなと思ひまして。那覇市に比べると石垣市の美崎町は非常に場所としては限定的なエリアでもあることから、ぜひ効果を継続していただきたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退室)

○渡久地修委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情の採決の順序等について協議)

○渡久地修委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第1号議案沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例について採決いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、維新の会所属委員が退室した。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案1件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

(休憩中に、維新の会所属委員が入室した。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び乙第3号議案県税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例の

2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第2号議案及び乙第3号議案の条例議案2件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第19号議案当せん金付証票の発売についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第19号議案は、可決されました。

次に、甲第1号議案平成30年度沖縄県一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情等の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○渡久地修委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情等については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり

決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情等40件と、お手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情平成29年第32号の記2の付託がえについて議題に追加するか協議した結果、追加することで意見の一致を見た。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情平成29年第32号の記2の付託がえについては、休憩中に御協議いたしましたとおり議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

陳情平成29年第32号の付託がえについてを議題といたします。

陳情平成29年第32号を土木環境委員会に付託がえすることについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から、同陳情記の2の願意は、地下水審議会に諮るとともに環境影響評価の実施を求めるもので、処理概要も環境部が単独で作成していること、あわせて同様な趣旨の陳情が環境部を所管する土木環境委員会で審査されていることの説明があった。それを踏まえ、付託がえを議長に申し出ることについて協議したところ、付託がえすることで意見の一致を見た。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情平成29年第32号の記2の付託がえにつきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は、全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 渡久地 修